



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○漁業の免許の内容たるべき事項等の事前決定（水産課）…………… 1

告 示

沖縄県告示第256号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、沖縄海区における漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日、免許申請期間及び免許の存続期間を次のとおり定める。

平成30年 5 月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 特定区画漁業

- (1) 免許の内容たるべき事項（漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域並びに制限又は条件） 別表1のとおり
- (2) 地元地区 別表1のとおり
- (3) 免許予定日 平成30年 9 月 1 日
- (4) 免許申請期間 平成30年 6 月20日から同年 7 月19日まで
- (5) 免許の存続期間 免許の日から平成35年 8 月31日まで

2 定置漁業

- (1) 免許の内容たるべき事項（漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域並びに制限又は条件） 別表2のとおり
- (2) 地元地区 別表2のとおり
- (3) 免許予定日 平成30年 9 月 1 日
- (4) 免許申請期間 平成30年 6 月20日から同年 7 月19日まで
- (5) 免許の存続期間 免許の日から平成35年 8 月31日まで

3 区画漁業

- (1) 免許の内容たるべき事項（漁業種類、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域並びに制限又は条件） 別表3のとおり
- (2) 地元地区 別表3のとおり
- (3) 免許予定日 平成30年 9 月 1 日
- (4) 免許申請期間 平成30年 6 月20日から同年 7 月19日まで
- (5) 免許の存続期間 免許の日から平成35年 8 月31日まで

別表 1

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
特区第1号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	伊平屋村田名岬地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度5.548分 経度128度0.900分 点ロ 緯度 27度5.601分 経度128度0.867分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうす	伊平屋村

					点ハ 緯度 27度5.622分 経度128度0.982分 点ニ 緯度 27度5.576分 経度128度1.007分	る水域内においては、 営んでは ならない。	
特区第 2号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	伊平屋村 田名岬地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 27度5.548分 経度128度0.900分 点ロ 緯度 27度5.601分 経度128度0.867分 点ハ 緯度 27度5.622分 経度128度0.982分 点ニ 緯度 27度5.576分 経度128度1.007分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んでは ならない。	伊平屋村
特区第 3号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	伊平屋村 字田名地 先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次 結んだ線及び最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 4.808分 経度128度 0.491分 点ロ 緯度 27度 3.821分 経度128度 0.267分 点ハ 緯度 27度 3.891分 経度127度59.917分 点ニ 緯度 27度 4.126分 経度127度59.963分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んでは ならない。	伊平屋村
特区第 4号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエ グサひ び建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	伊平屋村 字田名地 先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次 結んだ線及び最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 4.060分 経度127度59.830分 点ロ 緯度 27度 4.050分 経度127度59.915分 点ハ 緯度 27度 3.733分 経度127度59.878分 点ニ 緯度 27度 3.744分 経度127度59.819分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んでは ならない。	伊平屋村
特区第 5号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	伊平屋村 字前泊地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各 点を順次結んだ線及び最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 3.345分 経度127度59.794分 点ロ 緯度 27度 3.345分 経度128度 0.004分 点ハ 緯度 27度 2.247分 経度127度59.470分 点ニ 緯度 27度 2.150分 経度127度58.388分 点ホ 緯度 27度 2.357分 経度127度58.370分 点ヘ 緯度 27度 2.434分 経度127度58.797分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んでは ならない。	伊平屋村
特区第 6号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエ グサひ び建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	伊平屋村 字前泊地 先	イ、ロ、ハの各点を順次結ん だ線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 2.459分 経度127度58.792分 点ロ 緯度 27度 2.420分 経度127度58.575分 点ハ 緯度 27度 2.470分 経度127度58.575分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、	伊平屋村

						営んではな らない。	
特区第 7号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	伊平屋村 字我喜屋 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、 ト、チの各点を順次結んだ線及 び最大高潮時海岸線によって囲 まれた区域 点イ 緯度 27度 1.750分 経度127度58.014分 点ロ 緯度 27度 1.882分 経度127度58.173分 点ハ 緯度 27度 1.715分 経度127度58.322分 点ニ 緯度 27度 1.160分 経度127度57.958分 点ホ 緯度 27度 0.943分 経度127度56.796分 点へ 緯度 27度 1.059分 経度127度56.796分 点ト 緯度 27度 1.163分 経度127度56.956分 点チ 緯度 27度 1.220分 経度127度56.939分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	伊平屋村
特区第 8号	第一種 特定区 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	伊平屋村 伊平屋漁 港内	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 27度 0.940分 経度127度56.676分 点ロ 緯度 27度 0.946分 経度127度56.674分 点ハ 緯度 27度 0.956分 経度127度56.704分 点ニ 緯度 27度 0.951分 経度127度56.706分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	伊平屋村
特区第 9号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエ グサひ び建て 式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	伊平屋村 字島尻地 先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次 結んだ線及び最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 0.993分 経度127度56.543分 点ロ 緯度 27度 0.971分 経度127度56.579分 点ハ 緯度 26度59.925分 経度127度56.482分 点ニ 緯度 26度59.951分 経度127度56.244分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	伊平屋村
特区第 10号	第一種 特定区 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	伊平屋村 字島尻地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度59.735分 経度127度56.708分 点ロ 緯度 27度 0.058分 経度127度56.698分 点ハ 緯度 26度59.912分 経度127度56.839分 点ニ 緯度 26度59.820分 経度127度56.848分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	伊平屋村
特区第 11号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	伊平屋村 字島尻及 び字野甫 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、 ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、 カ、ヨの各点を順次結んだ線及 びタ、レ、ソ、ツの各点を順次 結んだ線並びに最大高潮時海岸 線によって囲まれた区域	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が	伊平屋村

					点イ 緯度 27度 1.004分 経度127度56.560分 点ロ 緯度 27度 0.914分 経度127度56.652分 点ハ 緯度 27度 0.912分 経度127度56.688分 点ニ 緯度 27度 0.840分 経度127度56.730分 点ホ 緯度 27度 0.876分 経度127度56.847分 点ヘ 緯度 27度 0.816分 経度127度57.119分 点ト 緯度 27度 0.058分 経度127度56.698分 点チ 緯度 27度 0.031分 経度127度56.596分 点リ 緯度 26度59.544分 経度127度56.577分 点ヌ 緯度 26度59.311分 経度127度56.236分 点ル 緯度 26度59.325分 経度127度56.150分 点ヲ 緯度 26度59.245分 経度127度55.765分 点ワ 緯度 26度59.210分 経度127度55.645分 点カ 緯度 26度59.247分 経度127度55.503分 点ヨ 緯度 26度59.390分 経度127度55.284分 点タ 緯度 27度 0.102分 経度127度55.453分 点レ 緯度 27度 0.170分 経度127度55.666分 点ソ 緯度 27度 0.462分 経度127度56.087分 点ツ 緯度 27度 0.446分 経度127度56.266分	ふくそうす る水域内 においては、 営んではな らない。	
特区第12号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊平屋村字島尻地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 0.673分 経度127度56.030分 点ロ 緯度 27度 0.609分 経度127度55.878分 点ハ 緯度 27度 0.937分 経度127度55.710分 点ニ 緯度 27度 1.491分 経度127度55.808分 点ホ 緯度 27度 1.749分 経度127度56.131分 点ヘ 緯度 27度 1.666分 経度127度56.421分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊平屋村
特区第13号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊平屋村田名漁港地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 2.785分 経度127度57.298分 点ロ 緯度 27度 2.784分 経度127度57.144分 点ハ 緯度 27度 3.977分 経度127度58.180分 点ニ 緯度 27度 3.873分 経度127度58.357分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊平屋村

特区第14号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊平屋村田名漁港地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 27度 3.963分 経度127度58.467分 点ロ 緯度 27度 4.113分 経度127度58.350分 点ハ 緯度 27度 5.303分 経度127度59.502分 点ニ 緯度 27度 5.169分 経度127度59.714分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊平屋村
特区第15号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊是名村具志川島地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度58.646分 経度127度56.529分 点ロ 緯度 26度58.943分 経度127度56.483分 点ハ 緯度 26度59.090分 経度127度57.317分 点ニ 緯度 26度58.536分 経度127度57.478分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊是名村
特区第16号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊是名村仲田港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度56.170分 経度127度57.417分 点ロ 緯度 26度56.013分 経度127度57.703分 点ハ 緯度 26度55.802分 経度127度57.623分 点ニ 緯度 26度55.920分 経度127度57.272分 点ホ 緯度 26度56.076分 経度127度57.362分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊是名村
特区第17号	第一種特定区画漁業	シヤコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	伊是名村伊是名漁港内	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度54.817分 経度127度56.244分 点ロ 緯度 26度54.714分 経度127度56.336分 点ハ 緯度 26度54.664分 経度127度56.328分 点ニ 緯度 26度54.717分 経度127度56.243分 点ホ 緯度 26度54.758分 経度127度56.216分 点ヘ 緯度 26度54.789分 経度127度56.208分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊是名村
特区第18号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊是名村伊是名島と屋那覇島の間	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及びホの点とへの点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度54.063分 経度127度55.243分 点ロ 緯度 26度54.128分 経度127度54.825分 点ハ 緯度 26度55.110分 経度127度55.060分 点ニ 緯度 26度55.152分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊是名村

					点ホ 経度127度55.297分 緯度 26度54.658分 点ヘ 経度127度56.327分 緯度 26度53.657分 経度127度56.033分		
特区第19号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	伊是名村伊是名漁港地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度55.033分 経度127度55.645分 点ロ 緯度 26度55.010分 経度127度55.630分 点ハ 緯度 26度55.038分 経度127度55.503分 点ニ 緯度 26度55.082分 経度127度55.537分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊是名村
特区第20号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊是名村字勢理客屋ノ下島地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度56.062分 経度127度54.891分 点ロ 緯度 26度56.042分 経度127度54.913分 点ハ 緯度 26度55.938分 経度127度54.828分 点ニ 緯度 26度56.143分 経度127度54.550分 点ホ 緯度 26度56.175分 経度127度54.753分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊是名村
特区第21号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	伊是名村字内花地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度57.040分 経度127度55.722分 点ロ 緯度 26度57.108分 経度127度55.705分 点ハ 緯度 26度57.292分 経度127度56.013分 点ニ 緯度 26度57.345分 経度127度56.198分 点ホ 緯度 26度57.348分 経度127度56.255分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊是名村
特区第22号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	国頭村字伊部地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度45.353分 経度128度19.457分 点ロ 緯度 26度45.393分 経度128度19.463分 点ハ 緯度 26度45.352分 経度128度19.540分 点ニ 緯度 26度45.327分 経度128度19.535分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	国頭村
特区第23号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	国頭村字安田地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度44.859分 経度128度19.500分 点ロ 緯度 26度44.881分 経度128度19.491分 点ハ 緯度 26度44.921分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内に	国頭村

					点ニ 経度128度19.579分 緯度 26度44.899分 経度128度19.584分	おいては、 営んではな らない。	
特区第 24号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	東村字川 田地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、 カ、ヨ、イの各点を順次結んだ 線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度36.960分 経度128度 9.381分 点ロ 緯度 26度37.407分 経度128度 8.937分 点ハ 緯度 26度37.677分 経度128度 9.188分 点ニ 緯度 26度37.727分 経度128度 9.340分 点ホ 緯度 26度37.677分 経度128度 9.901分 点ヘ 緯度 26度37.596分 経度128度 9.900分 点ト 緯度 26度37.600分 経度128度10.132分 点チ 緯度 26度37.639分 経度128度10.119分 点リ 緯度 26度37.630分 経度128度10.210分 点ヌ 緯度 26度37.470分 経度128度10.590分 点ル 緯度 26度37.395分 経度128度10.892分 点ヲ 緯度 26度37.515分 経度128度12.033分 点ワ 緯度 26度37.395分 経度128度12.102分 点カ 緯度 26度37.200分 経度128度10.333分 点ヨ 緯度 26度37.228分 経度128度 9.698分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	東村
特区第 25号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	東村字慶 佐次地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度35.627分 経度128度 9.257分 点ロ 緯度 26度35.700分 経度128度 8.667分 点ハ 緯度 26度35.837分 経度128度 8.667分 点ニ 緯度 26度35.837分 経度128度 9.257分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	東村
特区第 26号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	国頭村字 鏡地地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度44.233分 経度128度 9.053分 点ロ 緯度 26度44.348分 経度128度 9.018分 点ハ 緯度 26度44.358分 経度128度 9.122分 点ニ 緯度 26度44.212分 経度128度 9.155分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	国頭村
特区第 27号	第一種 特定区 画漁業	ライブ ロック 小割式	1月1日 から12月 31日まで	国頭村字 辺土名地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域	標識を設 置しなけれ ばならな	国頭村

		養殖業			点イ 緯度 26度45.380分 経度128度 9.450分 点ロ 緯度 26度45.470分 経度128度 9.380分 点ハ 緯度 26度45.527分 経度128度 9.528分 点ニ 緯度 26度45.437分 経度128度 9.593分	い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	
特区第 28号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	国頭村字 辺土名地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度45.026分 経度128度10.522分 点ロ 緯度 26度45.081分 経度128度10.533分 点ハ 緯度 26度45.087分 経度128度10.586分 点ニ 緯度 26度45.034分 経度128度10.578分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	国頭村
特区第 29号	第一種 特定区 画漁業	ライブ ロック 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	国頭村字 辺土名地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度45.305分 経度128度10.462分 点ロ 緯度 26度45.524分 経度128度10.498分 点ハ 緯度 26度45.541分 経度128度10.726分 点ニ 緯度 26度45.355分 経度128度10.738分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	国頭村
特区第 30号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	大宜味村 塩屋漁港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度40.625分 経度128度 5.699分 点ロ 緯度 26度40.694分 経度128度 5.771分 点ハ 緯度 26度40.473分 経度128度 6.167分 点ニ 緯度 26度40.394分 経度128度 6.138分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通の ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	大宜味村
特区第 31号	第一種 特定区 画漁業	シャコ ガイ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	大宜味村 塩屋漁港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度40.625分 経度128度 5.699分 点ロ 緯度 26度40.694分 経度128度 5.771分 点ハ 緯度 26度40.473分 経度128度 6.167分 点ニ 緯度 26度40.394分 経度128度 6.138分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通の ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	大宜味村
特区第 32号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	大宜味村 塩屋漁港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度40.625分 経度128度 5.699分 点ロ 緯度 26度40.694分 経度128度 5.771分 点ハ 緯度 26度40.473分 経度128度 6.167分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通の ふくそうす る水域内に おいては、	大宜味村

					点ニ 緯度 26度40.394分 経度128度 6.138分	営んではな らない。	
特区第 33号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	大宜味村 塩屋漁港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度40.625分 経度128度 5.699分 点ロ 緯度 26度40.694分 経度128度 5.771分 点ハ 緯度 26度40.473分 経度128度 6.167分 点ニ 緯度 26度40.394分 経度128度 6.138分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通の ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	大宜味村
特区第 34号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	大宜味村 宮城島地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度40.123分 経度128度 5.909分 点ロ 緯度 26度40.191分 経度128度 5.861分 点ハ 緯度 26度40.249分 経度128度 5.963分 点ニ 緯度 26度40.181分 経度128度 6.011分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	大宜味村
特区第 35号	第一種 特定区 画漁業	カキ垂 下式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	大宜味村 字宮城地 先	イの点とロの点を結んだ線及 びハ、ニ、ホ、への各点を順次 結んだ線並びに最大高潮時海岸 線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.831分 経度128度 6.227分 点ロ 緯度 26度39.954分 経度128度 6.238分 点ハ 緯度 26度39.982分 経度128度 6.373分 点ニ 緯度 26度39.979分 経度128度 6.511分 点ホ 緯度 26度40.088分 経度128度 6.561分 点へ 緯度 26度40.083分 経度128度 6.666分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	大宜味村
特区第 36号	第一種 特定区 画漁業	ウニ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	大宜味村 字宮城地 先	イの点とロの点を結んだ線及 びハ、ニ、ホ、への各点を順次 結んだ線並びに最大高潮時海岸 線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.831分 経度128度 6.227分 点ロ 緯度 26度39.954分 経度128度 6.238分 点ハ 緯度 26度39.982分 経度128度 6.373分 点ニ 緯度 26度39.979分 経度128度 6.511分 点ホ 緯度 26度40.088分 経度128度 6.561分 点へ 緯度 26度40.083分 経度128度 6.666分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	大宜味村
特区第 37号	第一種 特定区 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	大宜味村 字宮城地 先	イの点とロの点を結んだ線及 びハ、ニ、ホ、への各点を順次 結んだ線並びに最大高潮時海岸 線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.831分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び	大宜味村

					点ロ 経度128度 6.227分 緯度 26度39.954分 点ハ 経度128度 6.238分 緯度 26度39.982分 点ニ 経度128度 6.373分 緯度 26度39.979分 点ホ 経度128度 6.511分 緯度 26度40.088分 点ヘ 経度128度 6.561分 緯度 26度40.083分 経度128度 6.666分	船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第38号	第一種特定区画漁業	カキひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	大宜味村字宮城地先	イの点とロの点を結んだ線及びハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.831分 経度128度 6.227分 点ロ 緯度 26度39.954分 経度128度 6.238分 点ハ 緯度 26度39.982分 経度128度 6.373分 点ニ 緯度 26度39.979分 経度128度 6.511分 点ホ 緯度 26度40.088分 経度128度 6.561分 点ヘ 緯度 26度40.083分 経度128度 6.666分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	大宜味村
特区第39号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	大宜味村字大保地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.545分 経度128度 7.127分 点ロ 緯度 26度39.622分 経度128度 7.096分 点ハ 緯度 26度39.666分 経度128度 7.290分 点ニ 緯度 26度39.587分 経度128度 7.312分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	大宜味村
特区第40号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	大宜味村字津波地先	イ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.675分 経度128度 6.040分 点ロ 緯度 26度39.768分 経度128度 5.886分 点ハ 緯度 26度39.717分 経度128度 5.848分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	大宜味村
特区第41号	第一種特定区画漁業	クロマグロ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	大宜味村字津波地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.871分 経度128度 3.262分 点ロ 緯度 26度40.657分 経度128度 2.991分 点ハ 緯度 26度39.843分 経度128度 3.786分 点ニ 緯度 26度40.057分 経度128度 4.058分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。 当該漁業権に係る区	大宜味村

						画漁業で用 いられる養 殖用種苗 は、人工種 苗でなくて はならない。	
特区第 42号	第一種 特定区 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	大宜味村 字津波地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度40.871分 経度128度 3.262分 点ロ 緯度 26度40.657分 経度128度 2.991分 点ハ 緯度 26度39.843分 経度128度 3.786分 点ニ 緯度 26度40.057分 経度128度 4.058分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	大宜味村
特区第 43号	第一種 特定区 画漁業	クロマ グロ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	名護市字 源河地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度39.642分 経度128度 2.963分 点ロ 緯度 26度40.112分 経度128度 3.263分 点ハ 緯度 26度39.843分 経度128度 3.786分 点ニ 緯度 26度39.373分 経度128度 3.486分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。 当該漁業 権に係る区 画漁業で用 いられる養 殖用種苗 は、人工種 苗でなくて はならない。	名護市字饒 平名、字我 部、字運天 原、字済井 出、字屋 我、字源 河、字稻 嶺、字真喜 屋、字仲尾 次、字川 上、字親 川、字田井 慶、字山 名、字山 田、字仲 尾、字伊差 川、字古我 知、字我部 祖河及び字 呉我
特区第 44号	第一種 特定区 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	名護市字 源河地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度39.642分 経度128度 2.963分 点ロ 緯度 26度40.112分 経度128度 3.263分 点ハ 緯度 26度39.843分 経度128度 3.786分 点ニ 緯度 26度39.373分 経度128度 3.486分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	名護市字饒 平名、字我 部、字運天 原、字済井 出、字屋 我、字源 河、字稻 嶺、字真喜 屋、字仲尾 次、字川 上、字親 川、字田井 慶、字山 名、字山 田、字仲 尾、字伊差 川、字古我 知、字我部 祖河及び字 呉我
特区第 45号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	名護市字 済井出地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、イの各点を順次結んだ線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.201分	標識を設 置しなけれ ばならない。	名護市字饒 平名、字我 部、字運天 原、字済井

					点口 経度128度 1.654分 緯度 26度39.667分 点ハ 経度128度 1.943分 緯度 26度39.548分 点ニ 経度128度 2.149分 緯度 26度39.604分 点ホ 経度128度 2.252分 緯度 26度40.165分 点ヘ 経度128度 2.408分 緯度 26度40.336分 点ト 経度128度 2.318分 緯度 26度40.343分 経度128度 2.019分	錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	出、字屋我、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川親上、字田井川、字振慶等、字山名、字仲田、字伊差尾、字古我知、字我部祖河及び字呉我
特区第46号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	名護市字屋我地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度38.835分 経度128度 1.849分 点ロ 緯度 26度38.836分 経度128度 1.941分 点ハ 緯度 26度38.742分 経度128度 1.941分 点ニ 緯度 26度38.742分 経度128度 1.847分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	名護市字饒平名、字我部、字運天原、字井屋出、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川親上、字田井川、字振慶等、字山名、字仲田、字伊差尾、字古我知、字我部祖河及び字呉我
特区第47号	第一種特定区画漁業	アオノリひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	名護市字屋我地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.201分 経度128度 1.245分 点ロ 緯度 26度39.146分 経度128度 1.210分 点ハ 緯度 26度39.115分 経度128度 1.284分 点ニ 緯度 26度39.185分 経度128度 1.317分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	名護市字饒平名、字我部、字運天原、字井屋出、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川親上、字田井川、字振慶等、字山名、字仲田、字伊差尾、字古我知、字我部祖河及び字呉我
特区第48号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	名護市字饒平名地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.335分 経度128度 1.068分 点ロ 緯度 26度39.210分 経度128度 0.975分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	名護市字饒平名、字我部、字運天原、字井屋出、字源河、字稲嶺、字真喜屋、字仲尾次、字川親上、字田井川、字振慶等、字山名、字仲田、字伊差尾、字古我知、字我部祖河及び字呉我

					点ハ 緯度 26度39.089分 経度128度 1.180分 点ニ 緯度 26度39.201分 経度128度 1.245分	る水域内においては、 営んではない。	嶺、字真喜 屋、字仲尾 次、字川 上、字親 川、字田井 等、字振慶 名、字山 田、字伊 尾、字伊差 川、字古我 知、字我部 祖河及び字 呉我
特区第 49号	第一種 特定区 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	名護市字 我部前垣 地先	イの点とロの点を結んだ線及 び最大高潮時海岸線によって囲 まれた区域 点イ 緯度 26度39.802分 経度127度59.678分 点ロ 緯度 26度39.943分 経度127度59.658分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内 において は、営ん ではない。	名護市字饒 平名、字我 部、字運天 原、字濟井 出、字屋 我、字源 河、字稻 嶺、字真喜 屋、字仲尾 次、字川 川、字田井 等、字振慶 名、字山 田、字仲 尾、字伊差 川、字古我 知、字我部 祖河及び字 呉我
特区第 50号	第一種 特定区 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	名護市字 運天原地 先	イ、ロ、ハの各点を順次結ん だ線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.255分 経度127度59.686分 点ロ 緯度 26度40.405分 経度127度59.836分 点ハ 緯度 26度40.334分 経度127度59.942分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内 において は、営ん ではない。	名護市字饒 平名、字我 部、字運天 原、字濟井 出、字屋 我、字源 河、字稻 嶺、字真喜 屋、字仲尾 次、字川 川、字田井 等、字振慶 名、字山 田、字仲 尾、字伊差 川、字古我 知、字我部 祖河及び字 呉我
特区第 51号	第一種 特定区 画漁業	クロマ グロ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	名護市字 運天原地 先	イ、ロ、ハの各点を順次結ん だ線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.255分 経度127度59.686分 点ロ 緯度 26度40.405分 経度127度59.836分 点ハ 緯度 26度40.334分 経度127度59.942分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内 において は、営ん ではない。	名護市字饒 平名、字我 部、字運天 原、字濟井 出、字屋 我、字源 河、字稻 嶺、字真喜 屋、字仲尾 次、字川

						らない。 当該漁業 権に係る区 画漁業で いられる養 殖用種苗 は、人工種 苗でなくて はならない。	上、字親 川、字田井 等、字振慶 名、字山 田、字仲 尾、字伊差 川、字古我 知、字我部 祖河及び字 呉我
特区第 52号	第一種 特定区 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	名護市字 運天原地 先	イ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.396分 経度127度59.970分 点ロ 緯度 26度40.450分 経度127度59.880分 点ハ 緯度 26度40.495分 経度127度59.928分	標識を設 置しなければ ならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	名護市字饒 平名、字我 部、字運天 原、字済井 出、字屋 我、字源 河、字稻 嶺、字真喜 屋、字仲尾 次、字川 上、字親 川、字田井 等、字振慶 山、字仲 田、字伊差 尾、字古我 知、字我部 祖河及び字 呉我
特区第 53号	第一種 特定区 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	名護市字 運天原地 先	イの点とロの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度40.523分 経度127度59.939分 点ロ 緯度 26度40.596分 経度128度 0.187分	標識を設 置しなければ ならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	名護市字饒 平名、字我 部、字運天 原、字済井 出、字屋 我、字源 河、字稻 嶺、字真喜 屋、字仲尾 次、字川 上、字親 川、字田井 等、字振慶 山、字仲 田、字伊差 尾、字古我 知、字我部 祖河及び字 呉我
特区第 54号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	今帰仁村 字古宇利 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度41.022分 経度128度 0.965分 点ロ 緯度 26度41.515分 経度128度 1.245分 点ハ 緯度 26度42.143分 経度128度 1.962分 点ニ 緯度 26度41.553分 経度128度 2.753分 点ホ 緯度 26度40.477分 経度128度 2.545分	標識を設 置しなければ ならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	今帰仁村

					点へ 緯度 26度40.830分 経度128度 1.783分		
特区第55号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	今帰仁村字古宇利アジャーケ崎地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度41.994分 経度128度 1.633分 点ロ 緯度 26度41.815分 経度128度 1.585分 点ハ 緯度 26度41.732分 経度128度 1.488分 点ニ 緯度 26度41.737分 経度128度 1.440分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	今帰仁村
特区第56号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	今帰仁村字湧川地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.371分 経度127度59.374分 点ロ 緯度 26度39.372分 経度127度59.390分 点ハ 緯度 26度39.343分 経度127度59.401分 点ニ 緯度 26度39.286分 経度127度59.360分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	今帰仁村
特区第57号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今帰仁村字湧川ウンバラ地先	イの点とロの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.755分 経度127度59.564分 点ロ 緯度 26度39.631分 経度127度59.490分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	今帰仁村
特区第58号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今帰仁村運天漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度41.604分 経度127度59.926分 点ロ 緯度 26度41.663分 経度127度59.942分 点ハ 緯度 26度41.639分 経度128度 0.038分 点ニ 緯度 26度41.580分 経度128度 0.019分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	今帰仁村
特区第59号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今帰仁村字渡喜仁地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度41.894分 経度127度59.239分 点ロ 緯度 26度41.943分 経度127度59.255分 点ハ 緯度 26度41.907分 経度127度59.366分 点ニ 緯度 26度41.865分 経度127度59.335分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	今帰仁村
特区第60号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	今帰仁村字崎山地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	標識を設置しなければならない。	今帰仁村

		殖業	まで		点イ 緯度 26度42.021分 経度127度58.165分 点ロ 緯度 26度42.030分 経度127度58.255分 点ハ 緯度 26度41.931分 経度127度58.277分 点ニ 緯度 26度41.922分 経度127度58.183分 点ホ 緯度 26度41.698分 経度127度58.157分	い。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第61号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町字新里地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.391分 経度127度54.146分 点ロ 緯度 26度42.518分 経度127度54.001分 点ハ 緯度 26度42.545分 経度127度54.012分 点ニ 緯度 26度42.570分 経度127度54.236分 点ホ 緯度 26度42.426分 経度127度54.237分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第62号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町字備瀬高良原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.365分 経度127度53.380分 点ロ 緯度 26度42.424分 経度127度53.372分 点ハ 緯度 26度42.387分 経度127度53.440分 点ニ 緯度 26度42.350分 経度127度53.437分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第63号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	本部町字備瀬後備浜原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.332分 経度127度52.762分 点ロ 緯度 26度42.383分 経度127度52.758分 点ハ 緯度 26度42.386分 経度127度52.800分 点ニ 緯度 26度42.335分 経度127度52.804分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第64号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町字備瀬後備浜原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.217分 経度127度52.577分 点ロ 緯度 26度42.361分 経度127度52.440分 点ハ 緯度 26度42.559分 経度127度52.398分 点ニ 緯度 26度42.575分 経度127度52.637分 点ホ 緯度 26度42.484分 経度127度52.712分 点へ 緯度 26度42.230分 経度127度52.732分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第	第一種	シャコ	1月1日	本部町字	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を	標識を設	本部町

65号	特定区画漁業	ガイ小割式養殖業	から12月31日まで	備瀬後備浜原地先	<p>順次結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点イ 緯度 26度42.257分 経度127度52.575分</p> <p>点ロ 緯度 26度42.324分 経度127度52.581分</p> <p>点ハ 緯度 26度42.353分 経度127度52.651分</p> <p>点ニ 緯度 26度42.265分 経度127度52.653分</p>	<p>置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。</p>	
特区第66号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町字浜元港原地先	<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点イ 緯度 26度39.729分 経度127度52.320分</p> <p>点ロ 緯度 26度40.722分 経度127度52.445分</p> <p>点ハ 緯度 26度40.447分 経度127度52.880分</p> <p>点ニ 緯度 26度39.985分 経度127度52.550分</p> <p>点ホ 緯度 26度39.743分 経度127度52.592分</p>	<p>標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。</p>	本部町
特区第67号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	本部町字浜元港原地先	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点イ 緯度 26度40.002分 経度127度52.458分</p> <p>点ロ 緯度 26度40.267分 経度127度52.553分</p> <p>点ハ 緯度 26度40.267分 経度127度52.750分</p> <p>点ニ 緯度 26度39.985分 経度127度52.550分</p>	<p>標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。</p>	本部町
特区第68号	第一種特定区画漁業	クロマグロ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	本部町字大浜地先	<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点イ 緯度 26度39.985分 経度127度52.550分</p> <p>点ロ 緯度 26度40.386分 経度127度52.834分</p> <p>点ハ 緯度 26度40.005分 経度127度53.000分</p> <p>点ニ 緯度 26度39.930分 経度127度52.842分</p> <p>点ホ 緯度 26度39.927分 経度127度52.686分</p>	<p>標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。 生け簀の形状、規格及び台数は次に掲げるとおりとする。ただし、生け簀の総面積が現有面積29,795㎡を超えない範囲で生け簀の形状、規格又は台数を変更する場合は、この限りでない。</p>	本部町

						(1) 縦90m、横60m、深さ20mの生け簀 2台 (2) 縦80m、横40m、深さ20mの生け簀 1台 (3) 縦60m、横60m、深さ20mの生け簀 3台 (4) 一辺22.5m、深さ20mの正八角形の生け簀 1台 (5) 直径60m、深さ20mの円形の生け簀 1台	
特区第69号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	本部町字大浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.985分 経度127度52.550分 点ロ 緯度 26度40.386分 経度127度52.834分 点ハ 緯度 26度40.005分 経度127度53.000分 点ニ 緯度 26度39.930分 経度127度52.842分 点ホ 緯度 26度39.927分 経度127度52.686分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第70号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町字大浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度39.604分 経度127度52.750分 点ロ 緯度 26度39.635分 経度127度52.753分 点ハ 緯度 26度39.640分 経度127度52.899分 点ニ 緯度 26度39.618分 経度127度52.896分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第71号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町瀬底大橋の北	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度38.995分 経度127度52.475分 点ロ 緯度 26度39.249分 経度127度52.186分 点ハ 緯度 26度39.447分 経度127度52.089分 点ニ 緯度 26度39.447分 経度127度52.204分 点ホ 緯度 26度39.269分 経度127度52.273分 点ヘ 緯度 26度39.029分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町

					経度127度52.519分		
特区第72号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町瀬底大橋の南	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度38.751分 経度127度52.356分 点ロ 緯度 26度38.751分 経度127度52.446分 点ハ 緯度 26度38.252分 経度127度52.284分 点ニ 緯度 26度37.857分 経度127度51.943分 点ホ 緯度 26度37.609分 経度127度51.888分 点ヘ 緯度 26度37.671分 経度127度51.705分 点ト 緯度 26度38.085分 経度127度51.909分 点チ 緯度 26度38.349分 経度127度52.214分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第73号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町字崎本部地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度37.002分 経度127度53.252分 点ロ 緯度 26度37.222分 経度127度53.237分 点ハ 緯度 26度37.243分 経度127度53.322分 点ニ 緯度 26度36.989分 経度127度53.482分 点ホ 緯度 26度36.937分 経度127度53.433分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第74号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町水納港の西	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度38.802分 経度127度48.573分 点ロ 緯度 26度39.162分 経度127度48.352分 点ハ 緯度 26度39.349分 経度127度48.567分 点ニ 緯度 26度39.241分 経度127度48.838分 点ホ 緯度 26度39.164分 経度127度48.959分 点ヘ 緯度 26度39.044分 経度127度48.868分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第75号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	本部町水納島の南	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度38.551分 経度127度48.742分 点ロ 緯度 26度38.648分 経度127度48.857分 点ハ 緯度 26度38.668分 経度127度49.333分 点ニ 緯度 26度38.456分 経度127度49.214分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	本部町
特区第76号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月	伊江村東江前浜崎	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域	標識を設置しなければならない。	伊江村

	画漁業	て式養 殖業	31日まで	原地先	区域 点イ 緯度 26度42.145分 経度127度49.527分 点ロ 緯度 26度42.474分 経度127度49.447分 点ハ 緯度 26度42.514分 経度127度49.700分 点ニ 緯度 26度42.170分 経度127度49.800分	ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	
特区第 77号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	伊江村字 川平地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各 点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 26度42.236分 経度127度48.790分 点ロ 緯度 26度42.380分 経度127度48.786分 点ハ 緯度 26度42.504分 経度127度49.405分 点ニ 緯度 26度42.310分 経度127度49.399分 点ホ 緯度 26度42.237分 経度127度49.015分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	伊江村
特区第 78号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	伊江村具 志漁港地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度42.160分 経度127度48.495分 点ロ 緯度 26度42.256分 経度127度48.483分 点ハ 緯度 26度42.259分 経度127度48.662分 点ニ 緯度 26度42.142分 経度127度48.639分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	伊江村
特区第 79号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	伊江村字 川平地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各 点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 26度42.221分 経度127度47.854分 点ロ 緯度 26度42.334分 経度127度47.890分 点ハ 緯度 26度42.320分 経度127度47.994分 点ニ 緯度 26度42.231分 経度127度48.090分 点ホ 緯度 26度42.172分 経度127度48.060分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	伊江村
特区第 80号	第一種 特定区 画漁業	シャコ ガイ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	伊江村字 川平地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度42.500分 経度127度47.462分 点ロ 緯度 26度42.528分 経度127度47.469分 点ハ 緯度 26度42.517分 経度127度47.529分 点ニ 緯度 26度42.489分 経度127度47.523分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	伊江村
特区第 81号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	伊江村字 川平地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度42.490分	標識を設 置しなけれ ばならない。	伊江村

					点口 経度127度47.405分 緯度 26度42.509分 点ハ 経度127度47.410分 緯度 26度42.501分 点ニ 経度127度47.458分 緯度 26度42.482分 経度127度47.453分	錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第82号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	伊江村字川平地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.490分 経度127度47.405分 点口 緯度 26度42.553分 経度127度47.423分 点ハ 緯度 26度42.514分 経度127度47.657分 点ニ 緯度 26度42.449分 経度127度47.654分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊江村
特区第83号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	伊江村字川平地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.586分 経度127度47.558分 点口 緯度 26度42.558分 経度127度47.555分 点ハ 緯度 26度42.556分 経度127度47.024分 点ニ 緯度 26度42.586分 経度127度47.024分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊江村
特区第84号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	伊江村字川平地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.399分 経度127度46.154分 点口 緯度 26度42.489分 経度127度46.149分 点ハ 緯度 26度42.467分 経度127度46.702分 点ニ 緯度 26度42.545分 経度127度46.942分 点ホ 緯度 26度42.558分 経度127度47.334分 点ヘ 緯度 26度42.506分 経度127度47.329分 点ト 緯度 26度42.289分 経度127度46.561分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊江村
特区第85号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	伊江村字西江前地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度42.660分 経度127度45.262分 点口 緯度 26度42.628分 経度127度45.221分 点ハ 緯度 26度42.716分 経度127度45.134分 点ニ 緯度 26度42.745分 経度127度45.179分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	伊江村
特区第86号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	名護市字嘉陽地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度32.960分	標識を設置しなければならない。	名護市字久志、字豊原、字辺野古、字二

					点口 経度128度 6.900分 緯度 26度32.890分 点ハ 経度128度 6.900分 緯度 26度32.930分 点ニ 経度128度 7.040分 緯度 26度33.000分 経度128度 7.050分	錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	見、字大浦、字瀬川、字嵩、字間、字原、字安部、字嘉陽及び字天仁屋
特区第87号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	名護市字久志地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度29.894分 経度128度 0.848分 点口 緯度 26度30.271分 経度128度 0.570分 点ハ 緯度 26度30.565分 経度128度 1.805分 点ニ 緯度 26度30.346分 経度128度 1.927分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	名護市字久志、字豊原、字辺野古、字大浦、字瀬川、字嵩、字間、字原、字安部、字嘉陽及び字天仁屋
特区第88号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	恩納村字安富祖地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度30.500分 経度127度53.322分 点口 緯度 26度30.670分 経度127度53.430分 点ハ 緯度 26度30.617分 経度127度53.498分 点ニ 緯度 26度30.458分 経度127度53.433分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	恩納村
特区第89号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	恩納村字瀬良垣満茶原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度30.360分 経度127度51.633分 点口 緯度 26度30.560分 経度127度51.573分 点ハ 緯度 26度30.739分 経度127度51.971分 点ニ 緯度 26度30.593分 経度127度52.033分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	恩納村
特区第90号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	恩納村字恩納浜崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度30.186分 経度127度51.245分 点口 緯度 26度30.467分 経度127度51.054分 点ハ 緯度 26度30.658分 経度127度51.308分 点ニ 緯度 26度30.298分 経度127度51.475分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	恩納村
特区第91号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	恩納村字恩納浜崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度30.186分 経度127度51.245分 点口 緯度 26度30.467分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通が	恩納村

					点ハ 経度127度51.054分 緯度 26度30.658分 点ニ 経度127度51.308分 緯度 26度30.298分 経度127度51.475分	ふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第92号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	恩納村字恩納浜崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度30.186分 経度127度51.245分 点ロ 緯度 26度30.467分 経度127度51.054分 点ハ 緯度 26度30.658分 経度127度51.308分 点ニ 緯度 26度30.298分 経度127度51.475分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	恩納村
特区第93号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	恩納村字恩納赤崎原地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度28.733分 経度127度50.226分 点ロ 緯度 26度29.042分 経度127度50.513分 点ハ 緯度 26度29.473分 経度127度50.398分 点ニ 緯度 26度29.573分 経度127度50.520分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	恩納村
特区第94号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	恩納村字恩納赤崎原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度29.372分 経度127度50.105分 点ロ 緯度 26度29.522分 経度127度50.173分 点ハ 緯度 26度29.473分 経度127度50.398分 点ニ 緯度 26度29.153分 経度127度50.430分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	恩納村
特区第95号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	恩納村字恩納赤崎原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度28.739分 経度127度49.461分 点ロ 緯度 26度28.975分 経度127度49.230分 点ハ 緯度 26度29.545分 経度127度50.092分 点ニ 緯度 26度29.236分 経度127度50.242分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	恩納村
特区第96号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	恩納村字恩納赤崎原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度28.960分 経度127度49.572分 点ロ 緯度 26度29.084分 経度127度49.639分 点ハ 緯度 26度29.074分 経度127度49.662分 点ニ 緯度 26度28.953分 経度127度49.597分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	恩納村

特区第97号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	恩納村字恩納赤崎原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度28.960分 経度127度49.572分 点ロ 緯度 26度29.084分 経度127度49.639分 点ハ 緯度 26度29.074分 経度127度49.662分 点ニ 緯度 26度28.953分 経度127度49.597分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	恩納村
特区第98号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	恩納村字谷茶地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度27.722分 経度127度48.860分 点ロ 緯度 26度27.934分 経度127度48.734分 点ハ 緯度 26度29.318分 経度127度50.118分 点ニ 緯度 26度28.874分 経度127度50.756分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	恩納村
特区第99号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	恩納村字谷茶地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度28.181分 経度127度49.411分 点ロ 緯度 26度28.283分 経度127度49.319分 点ハ 緯度 26度28.718分 経度127度49.580分 点ニ 緯度 26度28.537分 経度127度49.741分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	恩納村
特区第100号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	恩納村字富着地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度27.317分 経度127度48.286分 点ロ 緯度 26度27.375分 経度127度48.206分 点ハ 緯度 26度27.630分 経度127度48.491分 点ニ 緯度 26度27.515分 経度127度48.588分 点ホ 緯度 26度27.310分 経度127度48.372分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	恩納村
特区第101号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	恩納村字前兼久地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.481分 経度127度47.227分 点ロ 緯度 26度27.003分 経度127度47.397分 点ハ 緯度 26度27.161分 経度127度48.089分 点ニ 緯度 26度26.231分 経度127度47.750分 ただし、緯度26度26.558分経度127度48.197分のA点、緯度26度26.626分経度127度47.969分のB点、緯度26度26.891分経度127度47.956分のC点、緯度26度26.	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	恩納村

					930分経度127度47.986分のD点、緯度26度26.928分経度127度48.067分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。		
特区第102号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	恩納村字前兼久地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.481分 経度127度47.227分 点ロ 緯度 26度27.003分 経度127度47.397分 点ハ 緯度 26度27.161分 経度127度48.089分 点ニ 緯度 26度26.231分 経度127度47.750分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	恩納村
特区第103号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	恩納村字仲泊地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.481分 経度127度47.227分 点ロ 緯度 26度26.869分 経度127度47.518分 点ハ 緯度 26度26.847分 経度127度47.713分 点ニ 緯度 26度26.327分 経度127度47.445分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	恩納村
特区第104号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	恩納村字仲泊地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.231分 経度127度47.750分 点ロ 緯度 26度26.327分 経度127度47.445分 点ハ 緯度 26度26.847分 経度127度47.713分 点ニ 緯度 26度26.842分 経度127度47.943分 ただし、緯度26度26.558分経度127度48.197分のA点、緯度26度26.626分経度127度47.969分のB点、緯度26度26.891分経度127度47.956分のC点、緯度26度26.930分経度127度47.986分のD点、緯度26度26.928分経度127度48.067分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	恩納村
特区第105号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	恩納村字真栄田地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度25.465分 経度127度44.561分 点ロ 緯度 26度25.644分 経度127度44.458分 点ハ 緯度 26度26.140分 経度127度45.277分 点ニ 緯度 26度25.995分 経度127度45.395分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	恩納村
特区第106号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宜野座村字松田地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域	標識を設置しなければならない。	宜野座村

	画漁業	て式養 殖業	7月31日 まで	先	区域 点イ 緯度 26度30.014分 経度128度 0.197分 点ロ 緯度 26度30.061分 経度128度 0.358分 点ハ 緯度 26度29.729分 経度128度 0.673分 点ニ 緯度 26度29.592分 経度128度 0.478分	ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	
特区第 107号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宜野座村 字宜野座 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、 ト、イの各点を順次結んだ線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度28.392分 経度127度59.858分 点ロ 緯度 26度28.531分 経度127度59.645分 点ハ 緯度 26度28.700分 経度127度59.658分 点ニ 緯度 26度28.829分 経度127度59.884分 点ホ 緯度 26度28.929分 経度128度 0.217分 点へ 緯度 26度28.631分 経度128度 0.426分 点ト 緯度 26度28.365分 経度128度 0.031分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	宜野座村
特区第 108号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宜野座村 字宜野座 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、 ト、イの各点を順次結んだ線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度27.830分 経度127度59.283分 点ロ 緯度 26度28.109分 経度127度58.976分 点ハ 緯度 26度28.453分 経度127度59.665分 点ニ 緯度 26度28.377分 経度127度59.854分 点ホ 緯度 26度28.276分 経度127度59.943分 点へ 緯度 26度28.130分 経度128度 0.011分 点ト 緯度 26度27.818分 経度127度59.358分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	宜野座村
特区第 109号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宜野座村 字惣慶地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度27.698分 経度127度58.231分 点ロ 緯度 26度27.953分 経度127度58.083分 点ハ 緯度 26度28.058分 経度127度58.632分 点ニ 緯度 26度27.856分 経度127度58.659分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	宜野座村
特区第 110号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宜野座村 字漢那地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度27.983分 経度127度57.641分 点ロ 緯度 26度28.068分 経度127度57.602分 点ハ 緯度 26度28.117分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に	宜野座村

					点ニ 経度127度57.709分 緯度 26度28.047分 経度127度57.736分	おいては、 営んではな らない。	
特区第 111号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	金武町字 金武崎原 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各 点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 26度26.520分 経度127度57.055分 点ロ 緯度 26度27.010分 経度127度56.888分 点ハ 緯度 26度27.160分 経度127度57.161分 点ニ 緯度 26度26.808分 経度127度57.331分 点ホ 緯度 26度26.632分 経度127度57.285分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	金武町
特区第 112号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエ グサひ び建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	金武町字 金武崎原 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度26.655分 経度127度56.645分 点ロ 緯度 26度27.010分 経度127度56.645分 点ハ 緯度 26度27.010分 経度127度56.852分 点ニ 緯度 26度26.655分 経度127度56.852分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	金武町
特区第 113号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	金武町字 金武地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度26.140分 経度127度56.008分 点ロ 緯度 26度26.310分 経度127度56.014分 点ハ 緯度 26度26.303分 経度127度56.139分 点ニ 緯度 26度26.137分 経度127度56.150分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	金武町
特区第 114号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	金武町字 伊芸加武 川原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イ の各点を順次結んだ線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.973分 経度127度52.743分 点ロ 緯度 26度27.218分 経度127度52.649分 点ハ 緯度 26度27.282分 経度127度52.997分 点ニ 緯度 26度27.250分 経度127度53.456分 点ホ 緯度 26度26.911分 経度127度53.890分 点へ 緯度 26度26.749分 経度127度53.815分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	金武町
特区第 115号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	金武町字 伊芸クラ シ原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、 ト、イの各点を順次結んだ線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 26度26.494分 経度127度50.970分 点ロ 緯度 26度26.971分 経度127度51.302分 点ハ 緯度 26度27.293分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に	金武町

					点ニ 経度127度52.001分 緯度 26度27.293分 点ホ 経度127度52.359分 緯度 26度27.152分 点ヘ 経度127度52.561分 緯度 26度27.000分 点ト 経度127度52.627分 緯度 26度25.993分 経度127度51.520分	おいては、 営んではな らない。	
特区第 116号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	金武町字 屋嘉地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度26.187分 経度127度50.780分 点ロ 緯度 26度26.494分 経度127度50.970分 点ハ 緯度 26度25.993分 経度127度51.520分 点ニ 緯度 26度26.009分 経度127度51.098分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	金武町
特区第 117号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	金武町字 屋嘉地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度25.792分 経度127度51.742分 点ロ 緯度 26度25.899分 経度127度51.820分 点ハ 緯度 26度25.883分 経度127度51.879分 点ニ 緯度 26度25.768分 経度127度51.783分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	金武町
特区第 118号	第一種 特定区 画漁業	カキ垂 下式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	うるま市 金武港湾 石川地区 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度25.317分 経度127度49.867分 点ロ 緯度 26度25.267分 経度127度49.850分 点ハ 緯度 26度25.200分 経度127度50.217分 点ニ 緯度 26度25.267分 経度127度50.217分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	うるま市石 川、石川一 丁目、石川 二丁目、石 川赤崎、石 川赤崎一丁 目、石川赤 崎二丁目、 石川赤崎三 丁目、石川 東山一丁目 、石川東山 二丁目、石 川東山本町 一丁目、石 川東山本町 二丁目、石 川曙一丁目 、石川曙二 丁目、石川 曙三丁目、 石川石崎一 丁目、石川 石崎二丁目 、石川伊波 、石川嘉手 苺、石川白 浜一丁目、 石川白浜二 丁目、石川 楚南、石川 東恩

							納、石川東 恩納崎、石 川山城、字 赤野、字赤 道、字安慶 名、安慶名 一丁目、安 慶名二丁目 安慶目、安 慶目、安慶 三丁目、字 西原、字上 江洲、字宇 堅、字江 洲、字榮野 比、字大箇 田、字兼箇 崎、字川 田、字喜屋 武、喜仲一 丁目、喜仲 二丁目、喜 仲三丁目、 喜仲四丁目 川、字昆 布、字塩 屋、字州 崎、字平良 川、字高江 洲、字田天 願、字豊 原、字仲 嶺、字前 原、字宮 里、みどり 町一丁目、 みどり町二 丁目、みど り町三丁目 目、みどり 町四丁目、 みどり町五 丁目及びみ どり町六丁 目
特区第 119号	第一種 特定区 画漁業	ウニ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	うるま市 字宇堅地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度22.718分 経度127度52.765分 点ロ 緯度 26度22.901分 経度127度52.652分 点ハ 緯度 26度22.915分 経度127度52.719分 点ニ 緯度 26度22.733分 経度127度52.835分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	うるま市石 川、石川一 丁目、石川 二丁目、石 川赤崎、石 川赤崎一丁 目、石川赤 崎二丁目、 石川赤崎三 丁目、石川 東山一丁目 目、石川東 山二丁目、 石川東山本 町一丁目、 石川東山本 町二丁目、 石川曙一丁

							目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川伊波、石川嘉手苜、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、字赤野、字赤道、字安慶名、安慶名一丁目、安慶名二丁目、安慶名三丁目、字西原、字上江洲、字宇江堅、字江洲、字栄野比、字大田、字兼箇崎、字川崎、字喜屋武、喜仲一丁目、喜仲二丁目、喜仲三丁目、喜仲四丁目、字具志川、字昆布、字塩州崎、字平良川、字高江洲、字天場願、字豊原、字嶺原、字宮里、みどり町一丁目、みどり町二丁目、みどり町三丁目、みどり町四丁目、みどり町五丁目及びみどり町六丁目
特区第120号	第一種特定区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	うるま市字具志川地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.100分	標識を設置しなければならない。	うるま市石川、石川一丁目、石川二丁目、石

					<p>点口 緯度 26度22.083分 経度 127度52.733分</p> <p>点ハ 緯度 26度22.017分 経度 127度52.733分</p> <p>点ニ 緯度 26度22.003分 経度 127度52.767分</p>	<p>錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。</p>	<p>川赤崎、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川伊波、石川嘉手苺、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、字赤野、字安道、字安慶名、安慶名一丁目、安慶名二丁目、安慶名三丁目、字西原、字上江洲、字江堅、字江洲、字栄野比、字大箇田、字兼箇段、字川崎、字川屋田、字喜仲一丁目、喜仲二丁目、喜仲三丁目、喜仲四丁目、字具志川、字昆布、字塩州崎、字平良川、字高江洲、字田場、字天願原、字仲嶺、字前原、字みどり町一丁目、</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

							みどり町二丁目、みどり町三丁目、みどり町四丁目、みどり町五丁目及びみどり町六丁目
特区第121号	第一種特定区画漁業	カキ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	うるま市字具志川地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度21.750分 経度127度52.617分 点ロ 緯度 26度21.917分 経度127度52.717分 点ハ 緯度 26度21.883分 経度127度52.800分 点ニ 緯度 26度21.800分 経度127度52.833分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市石川、石川一丁目、石川二丁目、石川赤崎、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川伊波、石川嘉手苺、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川楚南、石川東恩納、石川東恩納崎、石川山城、字赤野、字赤道、字安慶名一丁目、安慶名二丁目、安慶名三丁目、字西原、字上江洲、字宇堅、字江洲、字栄野比、字大田、字兼箇段、字川崎、字川屋武、喜仲一丁目、喜仲二丁目、喜仲三丁目、喜仲四丁

							目、字具志 川、字昆 布、字塩 屋、字州 崎、字平良 川、字高江 洲、字田 場、字天 願、字豊 原、字仲 嶺、字前 原、字宮 里、みどり 町一丁目、 みどり町二 丁目、みど り町三丁 目、みどり 町四丁目、 みどり町五 丁目及びみ どり町六丁 目
特区第 122号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	うるま市 与那城伊 計地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、イの各点を順次結んだ 線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.942分 経度127度59.527分 点ロ 緯度 26度22.968分 経度127度59.573分 点ハ 緯度 26度22.968分 経度127度59.610分 点ニ 緯度 26度22.965分 経度127度59.650分 点ホ 緯度 26度22.928分 経度127度59.854分 点ヘ 緯度 26度22.773分 経度127度59.828分 点ト 緯度 26度22.648分 経度127度59.734分 点チ 緯度 26度22.835分 経度127度59.630分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	うるま市与 那城、与那 城安勢理、 与那城伊 計、与那城 池味、与那 城上原、与 那城中央、 与那城照 間、与那城 桃原、与那 城西原、与 那城饒辺、 与那城平 宮、与那城 平安座、与 那城宮城、 与那城屋 慶名及び与 那城屋平
特区第 123号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	うるま市 与那城池 味阿茂地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順 次結んだ線及び最大高潮時海岸 線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度23.093分 経度127度59.295分 点ロ 緯度 26度23.104分 経度127度59.313分 点ハ 緯度 26度23.057分 経度127度59.387分 点ニ 緯度 26度22.927分 経度127度59.503分 点ホ 緯度 26度22.801分 経度127度59.607分 点ヘ 緯度 26度22.690分 経度127度59.650分 点ト 緯度 26度22.660分 経度127度59.508分 点チ 緯度 26度22.585分 経度127度59.405分 点リ 緯度 26度22.546分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	うるま市与 那城、与那 城安勢理、 与那城伊 計、与那城 池味、与那 城上原、与 那城中央、 与那城照 間、与那城 桃原、与那 城西原、与 那城饒辺、 与那城平 宮、与那城 平安座、与 那城宮城、 与那城屋 慶名及び与 那城屋平

					点ヌ 経度127度59.342分 緯度 26度22.548分 点ル 経度127度59.324分 緯度 26度22.691分 経度127度59.274分		
特区第124号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市池味漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.494分 経度127度59.395分 点ロ 緯度 26度22.503分 経度127度59.388分 点ハ 緯度 26度22.647分 経度127度59.538分 点ニ 緯度 26度22.555分 経度127度59.690分 点ホ 緯度 26度22.378分 経度127度59.574分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名及び与那城屋平
特区第125号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城宮城瀬味原地先	イの点とロの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.008分 経度127度59.811分 点ロ 緯度 26度21.911分 経度127度59.679分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名及び与那城屋平
特区第126号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城宮城桃原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度21.600分 経度127度59.272分 点ロ 緯度 26度21.078分 経度127度59.351分 点ハ 緯度 26度20.996分 経度127度59.193分 点ニ 緯度 26度21.114分 経度127度58.997分 点ホ 緯度 26度20.961分 経度127度58.804分 点ヘ 緯度 26度21.082分 経度127度58.620分 点ト 緯度 26度21.132分 経度127度58.670分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶

					点チ 緯度 26度21.300分 経度127度58.670分		名及び与那城屋平
特区第127号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	うるま市与那城宮城桃原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.948分 経度127度58.946分 点ロ 緯度 26度21.050分 経度127度58.926分 点ハ 緯度 26度21.049分 経度127度59.082分 点ニ 緯度 26度20.992分 経度127度59.091分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名及び与那城屋平
特区第128号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城宮城桃原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.005分 経度127度58.956分 点ロ 緯度 26度20.017分 経度127度58.665分 点ハ 緯度 26度20.143分 経度127度58.704分 点ニ 緯度 26度20.220分 経度127度58.884分 点ホ 緯度 26度20.663分 経度127度58.737分 点ヘ 緯度 26度20.823分 経度127度59.086分 点ト 緯度 26度20.863分 経度127度59.219分 点チ 緯度 26度20.816分 経度127度59.294分 点リ 緯度 26度19.945分 経度127度59.786分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名及び与那城屋平
特区第129号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城平安座の東	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度21.041分 経度127度58.458分 点ロ 緯度 26度21.041分 経度127度58.555分 点ハ 緯度 26度20.891分 経度127度58.729分 点ニ 緯度 26度19.956分 経度127度58.533分 点ホ 緯度 26度19.925分 経度127度57.904分 点ヘ 緯度 26度20.030分 経度127度57.495分 点ト 緯度 26度20.093分 経度127度57.513分 点チ 緯度 26度20.137分 経度127度57.596分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名及び与那城屋平

					点リ 緯度 26度20.367分 経度127度57.663分		
特区第130号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	うるま市 金武湾港 平安座南 地区地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度20.111分 経度127度57.425分 点ロ 緯度 26度20.020分 経度127度57.405分 点ハ 緯度 26度20.022分 経度127度57.371分 点ニ 緯度 26度20.161分 経度127度57.341分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	うるま市与 那城、与那 城安勢理、 与那城伊 計、与那城 池味、与那 城上原、与 那城中央、 与那城照 間、与那城 桃原、与那 城西原、与 那城饒辺、 与那城平 宮、与那城 平安座、与 那城宮城、 与那城屋慶 名及び与那 城屋平
特区第131号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	うるま市 金武湾港 平安座南 地区地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度20.161分 経度127度57.317分 点ロ 緯度 26度20.022分 経度127度57.345分 点ハ 緯度 26度19.909分 経度127度56.945分 点ニ 緯度 26度20.067分 経度127度56.930分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	うるま市与 那城、与那 城安勢理、 与那城伊 計、与那城 池味、与那 城上原、与 那城中央、 与那城照 間、与那城 桃原、与那 城西原、与 那城饒辺、 与那城平 宮、与那城 平安座、与 那城宮城、 与那城屋慶 名及び与那 城屋平
特区第132号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	うるま市 藪地島地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、イの各点を順次結んだ 線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.631分 経度127度55.933分 点ロ 緯度 26度19.021分 経度127度55.753分 点ハ 緯度 26度19.221分 経度127度55.703分 点ニ 緯度 26度19.381分 経度127度55.963分 点ホ 緯度 26度18.941分 経度127度56.440分 点ヘ 緯度 26度18.687分 経度127度56.323分 点ト 緯度 26度18.720分 経度127度56.129分 点チ 緯度 26度18.635分 経度127度56.074分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	うるま市与 那城、与那 城安勢理、 与那城伊 計、与那城 池味、与那 城上原、与 那城中央、 与那城照 間、与那城 桃原、与那 城西原、与 那城饒辺、 与那城平 宮、与那城 平安座、与 那城宮城、 与那城屋慶 名及び与那 城屋平

特区第133号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城平安座の西	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.695分 経度127度55.351分 点ロ 緯度 26度21.094分 経度127度56.104分 点ハ 緯度 26度20.994分 経度127度56.290分 点ニ 緯度 26度20.774分 経度127度56.410分 点ホ 緯度 26度20.376分 経度127度55.992分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名及び与那城屋平
特区第134号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城池味地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.757分 経度127度58.891分 点ロ 緯度 26度22.806分 経度127度58.858分 点ハ 緯度 26度22.873分 経度127度58.960分 点ニ 緯度 26度22.832分 経度127度59.003分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名及び与那城屋平
特区第135号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	うるま市与那城池味地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.984分 経度127度59.084分 点ロ 緯度 26度23.147分 経度127度58.930分 点ハ 緯度 26度23.249分 経度127度59.080分 点ニ 緯度 26度23.105分 経度127度59.191分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名及び与那城屋平
特区第136号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城伊計の北	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域	標識を設置しなければならない。	うるま市与那城、与那城安勢理、

		殖業	まで		点イ 緯度 26度23.599分 経度127度59.371分 点ロ 緯度 26度23.635分 経度127度59.309分 点ハ 緯度 26度23.702分 経度127度59.381分 点ニ 緯度 26度23.657分 経度127度59.443分	い。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名及び与那城屋平
特区第137号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城伊計の北	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度23.770分 経度127度59.484分 点ロ 緯度 26度23.815分 経度127度59.542分 点ハ 緯度 26度23.790分 経度127度59.618分 点ニ 緯度 26度23.718分 経度127度59.559分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名及び与那城屋平
特区第138号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市浜比嘉島の東	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度19.726分 経度127度57.379分 点ロ 緯度 26度19.769分 経度127度57.336分 点ハ 緯度 26度19.804分 経度127度57.190分 点ニ 緯度 26度19.909分 経度127度57.350分 点ホ 緯度 26度19.946分 経度127度57.639分 点ヘ 緯度 26度19.732分 経度128度 0.509分 点ト 緯度 26度19.002分 経度128度 0.604分 点チ 緯度 26度17.705分 経度127度59.910分 点リ 緯度 26度17.107分 経度127度59.033分 点ヌ 緯度 26度17.660分 経度127度57.582分 点ル 緯度 26度18.490分 経度127度57.452分 点ヲ 緯度 26度18.555分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名

					<p>経度127度57.548分 ただし、次に掲げる区域を除く。</p> <p>(1) 緯度26度19.482分経度127度58.027分のA点、緯度26度19.485分経度127度58.156分のB点、緯度26度19.455分経度127度8.208分のC点、緯度26度19.406分経度127度58.250分のD点、緯度26度19.348分経度127度58.168分のE点、緯度26度19.377分経度127度58.141分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p> <p>(2) 緯度26度18.988分経度127度57.601分のA点、緯度26度18.968分経度127度57.671分のB点、緯度26度18.796分経度127度7.727分のC点、緯度26度18.785分経度127度7.596分のD点を順次結んだ線及びに最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p>		
特区第139号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市津堅島の北	<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>点イ 緯度 26度15.749分 経度127度56.313分</p> <p>点ロ 緯度 26度15.840分 経度127度55.820分</p> <p>点ハ 緯度 26度16.505分 経度127度55.944分</p> <p>点ニ 緯度 26度17.224分 経度127度56.359分</p> <p>点ホ 緯度 26度16.848分 経度127度57.258分</p> <p>点ヘ 緯度 26度16.733分 経度127度57.832分</p> <p>点ト 緯度 26度15.134分 経度127度57.587分</p> <p>点チ 緯度 26度14.910分 経度127度57.085分</p> <p>点リ 緯度 26度14.910分 経度127度56.795分</p>	<p>標識を設置しなければならない。</p> <p>錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。</p>	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名
特区第140号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市津堅島の南	<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点イ 緯度 26度14.365分 経度127度55.949分</p> <p>点ロ 緯度 26度14.659分 経度127度55.917分</p> <p>点ハ 緯度 26度14.582分 経度127度56.019分</p> <p>点ニ 緯度 26度14.623分 経度127度56.194分</p> <p>点ホ 緯度 26度14.574分 経度127度56.253分</p> <p>点ヘ 緯度 26度14.485分 経度127度56.439分</p> <p>点ト 緯度 26度14.440分 経度127度56.429分</p>	<p>標識を設置しなければならない。</p> <p>錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。</p>	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名

特区第141号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市津堅島の西	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度14.825分 経度127度56.026分 点ロ 緯度 26度14.794分 経度127度55.892分 点ハ 緯度 26度14.822分 経度127度55.865分 点ニ 緯度 26度15.052分 経度127度55.985分 点ホ 緯度 26度15.060分 経度127度56.056分 点ヘ 緯度 26度15.011分 経度127度56.131分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名
特区第142号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市勝連平敷屋地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.240分 経度127度55.668分 点ロ 緯度 26度18.610分 経度127度55.612分 点ハ 緯度 26度18.747分 経度127度55.880分 点ニ 緯度 26度18.631分 経度127度55.933分 点ホ 緯度 26度18.635分 経度127度56.074分 点ヘ 緯度 26度18.720分 経度127度56.129分 点ト 緯度 26度18.687分 経度127度56.323分 点チ 緯度 26度18.941分 経度127度56.440分 点リ 緯度 26度19.381分 経度127度55.963分 点ヌ 緯度 26度19.162分 経度127度56.718分 点ル 緯度 26度18.300分 経度127度56.650分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名
特区第143号	第一種特定区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	うるま市勝連平敷屋地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.252分 経度127度55.400分 点ロ 緯度 26度18.260分 経度127度55.439分 点ハ 緯度 26度18.220分 経度127度55.452分 点ニ 緯度 26度18.216分 経度127度55.417分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名
特区第144号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市勝連浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度19.453分 経度127度56.736分 点ロ 緯度 26度19.452分 経度127度56.759分 点ハ 緯度 26度19.340分 経度127度56.793分 点ニ 緯度 26度19.336分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではな	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名

					経度127度56.761分	らない。	
特区第145号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市勝連浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度19.534分 経度127度56.689分 点ロ 緯度 26度19.666分 経度127度56.646分 点ハ 緯度 26度19.908分 経度127度56.733分 点ニ 緯度 26度19.839分 経度127度56.875分 点ホ 緯度 26度19.673分 経度127度56.811分 点ヘ 緯度 26度19.541分 経度127度56.802分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名
特区第146号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市与那城平安座の西	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.775分 経度127度56.411分 点ロ 緯度 26度20.994分 経度127度56.290分 点ハ 緯度 26度21.094分 経度127度56.104分 点ニ 緯度 26度21.245分 経度127度56.062分 点ホ 緯度 26度21.315分 経度127度56.390分 点ヘ 緯度 26度21.236分 経度127度56.440分 点ト 緯度 26度20.937分 経度127度56.740分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名
特区第147号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	中城湾平曾根灯台周辺	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度14.877分 経度127度52.966分 点ロ 緯度 26度15.677分 経度127度52.729分 点ハ 緯度 26度15.908分 経度127度52.007分 点ニ 緯度 26度16.398分 経度127度52.409分 点ホ 緯度 26度16.156分 経度127度52.312分 点ヘ 緯度 26度15.833分 経度127度53.417分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名
特区第148号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	うるま市勝連平安名スイナ原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.682分 経度127度53.215分 点ロ 緯度 26度18.932分 経度127度52.994分 点ハ 緯度 26度18.983分 経度127度53.095分 点ニ 緯度 26度18.749分 経度127度53.293分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	うるま市勝連南風原
特区第149号	第一種特定区画	ヒトエグサ	9月1日から翌年	沖縄市泡瀬地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線	標識を設置しなけれ	沖縄市

	画漁業	び建て式養殖業	5月31日まで		によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度19.233分 経度127度50.467分 点ロ 緯度 26度19.283分 経度127度50.483分 点ハ 緯度 26度19.250分 経度127度50.617分 点ニ 緯度 26度19.167分 経度127度50.633分	ばならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第150号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	沖縄市泡瀬地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度19.153分 経度127度50.850分 点ロ 緯度 26度19.193分 経度127度50.939分 点ハ 緯度 26度19.137分 経度127度51.060分 点ニ 緯度 26度19.055分 経度127度51.158分 点ホ 緯度 26度18.950分 経度127度51.158分 点へ 緯度 26度18.950分 経度127度50.923分 点ト 緯度 26度19.057分 経度127度50.925分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	沖縄市
特区第151号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	沖縄市泡瀬地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.608分 経度127度51.590分 点ロ 緯度 26度18.651分 経度127度51.589分 点ハ 緯度 26度18.652分 経度127度51.651分 点ニ 緯度 26度18.606分 経度127度51.664分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	沖縄市
特区第152号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	沖縄市泡瀬の沖	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.727分 経度127度52.451分 点ロ 緯度 26度18.836分 経度127度52.378分 点ハ 緯度 26度18.898分 経度127度52.484分 点ニ 緯度 26度18.791分 経度127度52.578分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	沖縄市
特区第153号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	沖縄市泡瀬の沖	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.124分 経度127度52.930分 点ロ 緯度 26度18.463分 経度127度52.346分 点ハ 緯度 26度18.829分 経度127度52.822分 点ニ 緯度 26度18.300分 経度127度52.989分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	沖縄市
特区第154号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年	沖縄市泡瀬の沖	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、イの各点	標識を設置しなけれ	沖縄市

	画漁業	て式養殖業	7月31日まで		を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度17.810分 経度127度50.440分 点ロ 緯度 26度17.888分 経度127度50.440分 点ハ 緯度 26度17.886分 経度127度51.128分 点ニ 緯度 26度18.069分 経度127度51.327分 点ホ 緯度 26度18.069分 経度127度51.534分 点ヘ 緯度 26度17.812分 経度127度52.033分 点ト 緯度 26度18.001分 経度127度52.151分 点チ 緯度 26度18.266分 経度127度51.638分 点リ 緯度 26度18.324分 経度127度52.126分 点ヌ 緯度 26度16.692分 経度127度52.609分 点ル 緯度 26度16.397分 経度127度52.341分	ばならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第155号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	沖縄市泡瀬の沖	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度17.694分 経度127度51.705分 点ロ 緯度 26度17.672分 経度127度51.848分 点ハ 緯度 26度17.781分 経度127度51.844分 点ニ 緯度 26度17.803分 経度127度51.702分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	沖縄市
特区第156号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	沖縄市比屋根地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.283分 経度127度49.716分 点ロ 緯度 26度18.195分 経度127度49.835分 点ハ 緯度 26度18.245分 経度127度49.876分 点ニ 緯度 26度18.433分 経度127度49.707分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	沖縄市
特区第157号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	沖縄県総合運動公園地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.188分 経度127度49.627分 点ロ 緯度 26度18.011分 経度127度49.665分 点ハ 緯度 26度17.918分 経度127度49.501分 点ニ 緯度 26度18.002分 経度127度49.072分 点ホ 緯度 26度18.184分 経度127度48.901分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	北中城村
特区第158号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	北中城村中城湾港熱田地区	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域	標識を設置しなけれ	北中城村

		殖業	まで	の沖	点イ 緯度 26度17.375分 経度127度49.872分 点ロ 緯度 26度17.534分 経度127度49.834分 点ハ 緯度 26度17.583分 経度127度50.086分 点ニ 緯度 26度17.424分 経度127度50.124分	い。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第159号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	中城村字久場地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度16.042分 経度127度51.385分 点ロ 緯度 26度17.027分 経度127度51.401分 点ハ 緯度 26度16.333分 経度127度52.336分 点ニ 緯度 26度15.744分 経度127度51.849分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	中城村
特区第160号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	中城村字伊舎堂地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度16.100分 経度127度49.471分 点ロ 緯度 26度16.262分 経度127度49.506分 点ハ 緯度 26度16.234分 経度127度49.625分 点ニ 緯度 26度16.048分 経度127度49.583分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	中城村
特区第161号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	中城村字安里地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度15.450分 経度127度48.255分 点ロ 緯度 26度15.596分 経度127度48.319分 点ハ 緯度 26度15.558分 経度127度48.491分 点ニ 緯度 26度15.404分 経度127度48.444分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	中城村
特区第162号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	中城村北浜及び南浜の地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度14.700分 経度127度47.364分 点ロ 緯度 26度14.668分 経度127度47.521分 点ハ 緯度 26度13.864分 経度127度47.369分 点ニ 緯度 26度13.898分 経度127度47.286分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	中城村
特区第163号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	西原町字小那覇地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.685分 経度127度47.549分 点ロ 緯度 26度13.794分 経度127度47.687分 点ハ 緯度 26度13.749分 経度127度47.750分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、	西原町

					点ニ 緯度 26度13.694分 経度127度47.772分 点ホ 緯度 26度13.645分 経度127度47.610分	営んではな らない。	
特区第 164号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	西原町字 小那覇地 先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各 点を順次結んだ線によって囲ま れた区域 点イ 緯度 26度13.685分 経度127度47.549分 点ロ 緯度 26度13.794分 経度127度47.687分 点ハ 緯度 26度13.749分 経度127度47.750分 点ニ 緯度 26度13.694分 経度127度47.772分 点ホ 緯度 26度13.645分 経度127度47.610分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	西原町
特区第 165号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	西原町字 小那覇地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度13.668分 経度127度48.174分 点ロ 緯度 26度13.710分 経度127度48.175分 点ハ 緯度 26度13.709分 経度127度48.271分 点ニ 緯度 26度13.666分 経度127度48.272分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	西原町
特区第 166号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	西原町字 小那覇地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度13.668分 経度127度48.174分 点ロ 緯度 26度13.710分 経度127度48.175分 点ハ 緯度 26度13.709分 経度127度48.271分 点ニ 緯度 26度13.666分 経度127度48.272分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	西原町
特区第 167号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	南城市知 念字久高 ウガン浜 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度 9.958分 経度127度53.715分 点ロ 緯度 26度10.041分 経度127度53.638分 点ハ 緯度 26度10.111分 経度127度53.731分 点ニ 緯度 26度10.027分 経度127度53.801分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	南城市知念 字志喜屋、 知念字山 里、知念字 具志堅、知 念字知念、 知念字吉 富、知念字 久手堅、知 念字安座 真、知念字 知名、知念 字海野、知 念字久原、 知念字久 高、玉城字 親慶原、玉 城字垣花、 玉城字仲村 渠、玉城字 百名、玉城 字玉城、玉 城字中山、

							玉城字奥武、玉城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富里、玉城字當山、玉城字屋嘉部、玉城字糸敷、玉城字喜良原、玉城字船越、玉城字愛地及び玉城字前川
特区第168号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南城市知念字久高ウガン浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.958分 経度127度53.715分 点ロ 緯度 26度10.041分 経度127度53.638分 点ハ 緯度 26度10.111分 経度127度53.731分 点ニ 緯度 26度10.027分 経度127度53.801分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	南城市知念字志喜屋、知念字山里、知念字具志堅、知念字知念、知念字吉富、知念字久手堅、知念字安座真、知念字知名、知念字海野、知念字久原、知念字久高、玉城字親慶原、玉城字垣花、玉城字仲村渠、玉城字百名、玉城字玉城、玉城字中山、玉城字奥武、玉城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富里、玉城字當山、玉城字屋嘉部、玉城字糸敷、玉城字喜良原、玉城字船越、玉城字愛地及び玉城字前川
特区第169号	第一種特定区画漁業	サンゴ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	南城市知念字久高ウガン浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.958分 経度127度53.715分 点ロ 緯度 26度10.041分 経度127度53.638分 点ハ 緯度 26度10.111分 経度127度53.731分 点ニ 緯度 26度10.027分 経度127度53.801分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	南城市知念字志喜屋、知念字山里、知念字具志堅、知念字知念、知念字吉富、知念字久手堅、知念字安座真、知念字

							知名、知念字海野、知念字久原、知念字久高、玉城字親慶原、玉城字垣花、玉城字仲村渠、玉城字百名、玉城字玉城、玉城字中山、玉城字奥武、玉城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富里、玉城字當山、玉城字屋嘉部、玉城字糸敷、玉城字喜良原、玉城字船越、玉城字愛地及び玉城字前川
特区第170号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	南城市知念字知念地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.555分 経度127度49.569分 点ロ 緯度 26度 9.601分 経度127度49.537分 点ハ 緯度 26度 9.753分 経度127度49.766分 点ニ 緯度 26度 9.699分 経度127度49.804分 点ホ 緯度 26度 9.608分 経度127度49.743分 点ヘ 緯度 26度 9.570分 経度127度49.692分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	南城市知念字志喜屋、知念字山里、知念字具志堅、知念字知念、知念字吉富、知念字久手堅、知念字安座真、知念字知名、知念字海野、知念字久原、知念字久高、玉城字親慶原、玉城字垣花、玉城字仲村渠、玉城字百名、玉城字玉城、玉城字中山、玉城字奥武、玉城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富里、玉城字當山、玉城字屋嘉部、玉城字糸敷、玉城字喜良原、玉城字船越、玉城字愛地及び玉城字前川

<p>特区第 171号</p>	<p>第一種 特定区 画漁業</p>	<p>モズク ひび建 て式養 殖業</p>	<p>9月1日 から翌年 7月31日 まで</p>	<p>南城市知 念字知念 地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イ の各点を順次結んだ線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.356分 経度 127度 49.537分 点ロ 緯度 26度 9.383分 経度 127度 49.504分 点ハ 緯度 26度 9.478分 経度 127度 49.575分 点ニ 緯度 26度 9.518分 経度 127度 49.581分 点ホ 緯度 26度 9.504分 経度 127度 49.636分 点ヘ 緯度 26度 9.465分 経度 127度 49.627分</p>	<p>標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。</p>	<p>南城市知念 字志喜屋、 知念字山 里、知念字 具志堅、知 念字知念、 知念字吉 富、知念字 久手堅、知 念字安座 真、知念字 知名、知念 字海野、知 念字久原、 知念字久 高、玉城字 親慶原、玉 城字垣花、 玉城字仲村 渠、玉城字 百名、玉城 字玉城、玉 城字中山、 玉城字奥 武、玉城字 志堅原、玉 城字堀川、 玉城字富 里、玉城字 當山、玉城 字屋嘉部、 玉城字糸 敷、玉城字 喜良原、玉 城字船越、 玉城字愛地 及び玉城字 前川</p>
<p>特区第 172号</p>	<p>第一種 特定区 画漁業</p>	<p>モズク ひび建 て式養 殖業</p>	<p>9月1日 から翌年 7月31日 まで</p>	<p>南城市知 念字百名 から志喜 屋までに 至る間の 地先</p>	<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、 カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、 ナ、ラ、ム、ウ、ヰ、ノ、イの 各点を順次結んだ線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 26度 7.481分 経度 127度 47.402分 点ロ 緯度 26度 7.861分 経度 127度 47.372分 点ハ 緯度 26度 8.461分 経度 127度 47.954分 点ニ 緯度 26度 8.603分 経度 127度 48.224分 点ホ 緯度 26度 8.626分 経度 127度 48.469分 点ヘ 緯度 26度 8.601分 経度 127度 48.499分 点ト 緯度 26度 8.701分 経度 127度 48.655分 点チ 緯度 26度 8.884分 経度 127度 48.872分 点リ 緯度 26度 9.162分 経度 127度 49.287分 点ヌ 緯度 26度 9.110分 経度 127度 49.463分</p>	<p>標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。</p>	<p>南城市知念 字志喜屋、 知念字山 里、知念字 具志堅、知 念字知念、 知念字吉 富、知念字 久手堅、知 念字安座 真、知念字 知名、知念 字海野、知 念字久原、 知念字久 高、玉城字 親慶原、玉 城字垣花、 玉城字仲村 渠、玉城字 百名、玉城 字玉城、玉 城字中山、 玉城字奥 武、玉城字 志堅原、玉</p>

					点ル 緯度 26度 9.573分 経度127度50.268分 点ヲ 緯度 26度 9.786分 経度127度50.476分 点ワ 緯度 26度 9.688分 経度127度50.577分 点カ 緯度 26度 9.529分 経度127度50.523分 点ヨ 緯度 26度 9.194分 経度127度50.679分 点タ 緯度 26度 9.144分 経度127度50.933分 点レ 緯度 26度 9.064分 経度127度50.915分 点ソ 緯度 27度 8.840分 経度128度50.988分 点ツ 緯度 26度 8.781分 経度127度50.861分 点ネ 緯度 26度 8.491分 経度127度50.997分 点ナ 緯度 26度 7.956分 経度127度49.169分 点ラ 緯度 26度 7.469分 経度127度48.534分 点ム 緯度 26度 7.473分 経度127度48.112分 点ウ 緯度 26度 7.728分 経度127度48.058分 点キ 緯度 26度 7.727分 経度127度47.956分 点ノ 緯度 26度 7.528分 経度127度47.801分		城字堀川、 玉城字富 里、玉城字 當山、玉城 字屋嘉部、 玉城字糸 数、玉城字 喜良原、玉 城字船越、 玉城字愛地 及び玉城字 前川
特区第 173号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	南城市ク マカ島地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度 8.947分 経度127度51.162分 点ロ 緯度 26度 9.059分 経度127度51.202分 点ハ 緯度 26度 9.034分 経度127度51.793分 点ニ 緯度 26度 8.957分 経度127度51.759分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	南城市知念 字志喜屋、 知念字山 里、知念字 具志堅、知 念字知念、 知念字吉 富、知念字 久手堅、知 念字安座 真、知念字 知名、知念 字海野、知 念字久原、 知念字久 高、玉城字 親慶原、玉 城字垣花、 玉城字仲村 渠、玉城字 百名、玉城 字玉城、玉 城字中山、 玉城字奥 武、玉城字 志堅原、玉 城字堀川、 玉城字富 里、玉城字 當山、玉城 字屋嘉部、 玉城字糸 数、玉城字

							喜良原、玉城字船越、玉城字愛地及び玉城字前川
特区第174号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサ及び建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	南城市玉城字中山地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 8.108分 経度 127度 46.635分 点ロ 緯度 26度 8.018分 経度 127度 46.651分 点ハ 緯度 26度 8.011分 経度 127度 46.796分 点ニ 緯度 26度 8.106分 経度 127度 46.827分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	南城市知念字志喜屋、知念字山里、知念字具志堅、知念字知念、知念字吉富、知念字久手堅、知念字安座真、知念字知名、知念字海野、知念字久原、知念字久高、玉城字親慶原、玉城字垣花、玉城字仲村渠、玉城字百名、玉城字玉城、玉城字中山、玉城字奥武、玉城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富里、玉城字當山、玉城字屋嘉部、玉城字糸数、玉城字喜良原、玉城字船越、玉城字愛地及び玉城字前川
特区第175号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサ及び建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	南城市玉城字奥武地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 7.744分 経度 127度 46.178分 点ロ 緯度 26度 7.756分 経度 127度 46.149分 点ハ 緯度 26度 7.824分 経度 127度 46.184分 点ニ 緯度 26度 7.897分 経度 127度 46.242分 点ホ 緯度 26度 7.871分 経度 127度 46.251分 点ヘ 緯度 26度 7.844分 経度 127度 46.238分 点ト 緯度 26度 7.803分 経度 127度 46.231分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	南城市知念字志喜屋、知念字山里、知念字具志堅、知念字知念、知念字吉富、知念字久手堅、知念字安座真、知念字知名、知念字海野、知念字久原、知念字久高、玉城字親慶原、玉城字垣花、玉城字仲村渠、玉城字百名、玉城

							字玉城、玉城字中山、玉城字奥武、玉城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富里、玉城字當山、玉城字屋嘉部、玉城字糸数、玉城字喜良原、玉城字船越、玉城字愛地及び玉城字前川
特区第176号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	南城市玉城字志堅原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 7.637分 経度127度46.096分 点ロ 緯度 26度 7.641分 経度127度46.116分 点ハ 緯度 26度 7.812分 経度127度46.113分 点ニ 緯度 26度 7.920分 経度127度46.211分 点ホ 緯度 26度 7.944分 経度127度46.184分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	南城市知念字志喜屋、知念字山里、知念字具志堅、知念字知念、吉富、知念字久手堅、知念字安座真、知念字知名、知念字海野、知念字久原、知念字久高、玉城字親慶原、玉城字垣花、玉城字仲村渠、玉城字百名、玉城字玉城、玉城字中山、玉城字奥武、玉城字志堅原、玉城字堀川、玉城字富里、玉城字當山、玉城字屋嘉部、玉城字糸数、玉城字喜良原、玉城字船越、玉城字愛地及び玉城字前川
特区第177号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	読谷村字長浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度25.348分 経度127度44.172分 点ロ 緯度 26度25.611分 経度127度43.967分 点ハ 緯度 26度25.622分 経度127度44.372分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、	読谷村

					点ニ 緯度 26度25.355分 経度127度44.426分	営んではな らない。	
特区第 178号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエ グサひ び建て 式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	読谷村字 宇座地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度25.978分 経度127度42.868分 点ロ 緯度 26度26.036分 経度127度42.876分 点ハ 緯度 26度26.075分 経度127度42.983分 点ニ 緯度 26度25.974分 経度127度42.943分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	読谷村
特区第 179号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建て 式養殖 業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	読谷村字 宇座地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度25.688分 経度127度42.532分 点ロ 緯度 26度26.002分 経度127度42.555分 点ハ 緯度 26度25.936分 経度127度42.848分 点ニ 緯度 26度25.643分 経度127度42.740分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	読谷村
特区第 180号	第一種 特定区 画漁業	ライブ ロック 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	読谷村都 屋漁港地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度23.376分 経度127度43.048分 点ロ 緯度 26度23.484分 経度127度43.048分 点ハ 緯度 26度23.484分 経度127度43.169分 点ニ 緯度 26度23.376分 経度127度43.169分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	読谷村
特区第 181号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエ グサひ び建て 式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	読谷村字 楚辺地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次 結んだ線及び最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.736分 経度127度43.849分 点ロ 緯度 26度22.721分 経度127度43.724分 点ハ 緯度 26度22.895分 経度127度43.679分 点ニ 緯度 26度22.912分 経度127度43.787分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	読谷村
特区第 182号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエ グサひ び建て 式養殖 業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	読谷村字 楚辺地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次 結んだ線及び最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.254分 経度127度44.024分 点ロ 緯度 26度22.207分 経度127度43.934分 点ハ 緯度 26度22.378分 経度127度43.846分 点ニ 緯度 26度22.409分 経度127度43.940分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	読谷村
特区第 183号	第一種 特定区 画漁業	シャコ ガイ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	読谷村字 楚辺地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域	標識を設 置しなけれ ばならな	読谷村

		殖業			点イ 緯度 26度22.134分 経度127度42.785分 点ロ 緯度 26度22.480分 経度127度42.756分 点ハ 緯度 26度22.532分 経度127度43.356分 点ニ 緯度 26度22.101分 経度127度43.444分	い。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第184号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	北谷町字美浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.825分 経度127度43.992分 点ロ 緯度 26度18.872分 経度127度43.981分 点ハ 緯度 26度18.876分 経度127度44.043分 点ニ 緯度 26度18.827分 経度127度44.049分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	北谷町
特区第185号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北谷町字美浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.825分 経度127度43.992分 点ロ 緯度 26度18.872分 経度127度43.981分 点ハ 緯度 26度18.876分 経度127度44.043分 点ニ 緯度 26度18.827分 経度127度44.049分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	北谷町
特区第186号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北谷町字北谷地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度18.140分 経度127度45.215分 点ロ 緯度 26度18.275分 経度127度45.228分 点ハ 緯度 26度18.267分 経度127度45.340分 点ニ 緯度 26度18.118分 経度127度45.315分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	北谷町
特区第187号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北谷町字北前地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度17.916分 経度127度45.378分 点ロ 緯度 26度18.039分 経度127度45.412分 点ハ 緯度 26度18.049分 経度127度45.451分 点ニ 緯度 26度17.914分 経度127度45.416分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	北谷町
特区第188号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宜野湾市宜野湾漁港内	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度17.189分 経度127度44.573分 点ロ 緯度 26度17.198分 経度127度44.555分 点ハ 緯度 26度17.203分 経度127度44.527分	標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、	浦添市及び宜野湾市

					点ニ 緯度 26度17.215分 経度127度44.543分 点ホ 緯度 26度17.204分 経度127度44.579分	営んではな らない。	
特区第 189号	第一種 特定区 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	宜野湾市 宜野湾港 内	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イ の各点を順次結んだ線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 26度16.869分 経度127度44.393分 点ロ 緯度 26度16.999分 経度127度44.369分 点ハ 緯度 26度17.010分 経度127度44.446分 点ニ 緯度 26度16.933分 経度127度44.460分 点ホ 緯度 26度16.893分 経度127度44.464分 点ヘ 緯度 26度16.878分 経度127度44.452分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	浦添市及び 宜野湾市
特区第 190号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	渡嘉敷村 ナガンヌ 島の西	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度15.867分 経度127度31.823分 点ロ 緯度 26度16.300分 経度127度31.838分 点ハ 緯度 26度16.229分 経度127度32.148分 点ニ 緯度 26度15.753分 経度127度32.034分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	那覇市
特区第 191号	第一種 特定区 画漁業	シャコ ガイ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	豊見城市 瀬長島地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度10.661分 経度127度38.171分 点ロ 緯度 26度10.662分 経度127度38.298分 点ハ 緯度 26度10.508分 経度127度38.300分 点ニ 緯度 26度10.507分 経度127度38.173分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	豊見城市
特区第 192号	第一種 特定区 画漁業	シャコ ガイ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	豊見城市 瀬長島地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度10.386分 経度127度37.697分 点ロ 緯度 26度10.388分 経度127度37.864分 点ハ 緯度 26度10.182分 経度127度37.866分 点ニ 緯度 26度10.180分 経度127度37.700分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	豊見城市
特区第 193号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	豊見城市 瀬長島地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度10.661分 経度127度38.171分 点ロ 緯度 26度10.662分 経度127度38.298分 点ハ 緯度 26度10.508分 経度127度38.300分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、	豊見城市

					点ニ 緯度 26度10.507分 経度127度38.173分	営んではな らない。	
特区第 194号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	豊見城市 瀬長島地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度10.386分 経度127度37.697分 点ロ 緯度 26度10.388分 経度127度37.864分 点ハ 緯度 26度10.182分 経度127度37.866分 点ニ 緯度 26度10.180分 経度127度37.700分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	豊見城市
特区第 195号	第一種 特定区 画漁業	シャコ 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	糸満市糸 満漁港地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度 7.544分 経度127度38.430分 点ロ 緯度 26度 7.800分 経度127度38.336分 点ハ 緯度 26度 7.905分 経度127度38.533分 点ニ 緯度 26度 7.513分 経度127度38.686分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	糸満市
特区第 196号	第三種 特定区 画漁業	シャコ ガイ地 蒔式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	糸満市糸 満漁港地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度 7.544分 経度127度38.430分 点ロ 緯度 26度 7.800分 経度127度38.336分 点ハ 緯度 26度 7.905分 経度127度38.533分 点ニ 緯度 26度 7.513分 経度127度38.686分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	糸満市
特区第 197号	第一種 特定区 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	糸満市糸 満漁港地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度 7.267分 経度127度39.449分 点ロ 緯度 26度 7.397分 経度127度39.301分 点ハ 緯度 26度 7.439分 経度127度39.353分 点ニ 緯度 26度 7.302分 経度127度39.493分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	糸満市
特区第 198号	第一種 特定区 画漁業	シャコ ガイ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	糸満市糸 満漁港地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度 7.267分 経度127度39.449分 点ロ 緯度 26度 7.397分 経度127度39.301分 点ハ 緯度 26度 7.439分 経度127度39.353分 点ニ 緯度 26度 7.302分 経度127度39.493分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	糸満市
特区第 199号	第一種 特定区 画漁業	カキ垂 下式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	糸満市糸 満漁港地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域	標識を設 置しなけれ ばならな	糸満市

					点イ 緯度 26度 7.267分 経度127度39.449分 点ロ 緯度 26度 7.397分 経度127度39.301分 点ハ 緯度 26度 7.439分 経度127度39.353分 点ニ 緯度 26度 7.302分 経度127度39.493分	い。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第200号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	糸満市字名城地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 6.372分 経度127度39.131分 点ロ 緯度 26度 6.586分 経度127度39.092分 点ハ 緯度 26度 6.622分 経度127度39.328分 点ニ 緯度 26度 6.408分 経度127度39.368分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	糸満市
特区第201号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	糸満市字名城地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 6.372分 経度127度39.131分 点ロ 緯度 26度 6.586分 経度127度39.092分 点ハ 緯度 26度 6.622分 経度127度39.328分 点ニ 緯度 26度 6.408分 経度127度39.368分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	糸満市
特区第202号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	糸満市字名城地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 6.635分 経度127度39.573分 点ロ 緯度 26度 6.622分 経度127度39.642分 点ハ 緯度 26度 6.567分 経度127度39.636分 点ニ 緯度 26度 6.568分 経度127度39.585分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	糸満市
特区第203号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	糸満市喜屋武漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 5.800分 経度127度39.220分 点ロ 緯度 26度 5.897分 経度127度39.193分 点ハ 緯度 26度 5.909分 経度127度39.243分 点ニ 緯度 26度 5.800分 経度127度39.246分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	糸満市
特区第204号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	糸満市喜屋武漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 5.467分 経度127度39.051分 点ロ 緯度 26度 5.544分 経度127度39.038分 点ハ 緯度 26度 5.577分 経度127度39.121分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、	糸満市

					点ニ 緯度 26度 5.495分 経度127度39.142分	営んではな らない。	
特区第 205号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	糸満市字 喜屋武地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度 5.415分 経度127度38.992分 点ロ 緯度 26度 5.455分 経度127度39.248分 点ハ 緯度 26度 5.307分 経度127度39.235分 点ニ 緯度 26度 5.284分 経度127度39.019分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	糸満市
特区第 206号	第三種 特定区 画漁業	シャコ ガイ地 蒔式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	糸満市字 喜屋武地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度 5.117分 経度127度39.189分 点ロ 緯度 26度 5.200分 経度127度39.154分 点ハ 緯度 26度 5.235分 経度127度39.238分 点ニ 緯度 26度 5.142分 経度127度39.264分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	糸満市
特区第 207号	第一種 特定区 画漁業	シャコ ガイ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	八重瀬町 字坡名城 地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次 結んだ線及び最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 6.642分 経度127度44.482分 点ロ 緯度 26度 6.602分 経度127度44.574分 点ハ 緯度 26度 6.961分 経度127度44.829分 点ニ 緯度 26度 7.027分 経度127度44.785分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	八重瀬町
特区第 208号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	八重瀬町 字坡名城 地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次 結んだ線及び最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 6.642分 経度127度44.482分 点ロ 緯度 26度 6.602分 経度127度44.574分 点ハ 緯度 26度 6.961分 経度127度44.829分 点ニ 緯度 26度 7.027分 経度127度44.785分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	八重瀬町
特区第 209号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	八重瀬町 字坡名城 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度 6.602分 経度127度44.574分 点ロ 緯度 26度 6.961分 経度127度44.829分 点ハ 緯度 26度 6.885分 経度127度45.027分 点ニ 緯度 26度 6.519分 経度127度44.740分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	八重瀬町
特区第 210号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日	渡嘉敷村 字阿波連 ヒークシ	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を 順次結んだ線及び最大高潮時海 岸線によって囲まれた区域	標識を設 置しなけれ ばならな	渡嘉敷村

		殖業	まで	原地先	点イ 緯度 26度 9.351分 経度127度21.557分 点ロ 緯度 26度 9.179分 経度127度21.471分 点ハ 緯度 26度 9.333分 経度127度21.321分 点ニ 緯度 26度 8.946分 経度127度21.016分 点ホ 緯度 26度 8.957分 経度127度20.950分	い。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第211号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	渡嘉敷村字阿波連ヒークシ原地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.106分 経度127度21.034分 点ロ 緯度 26度 9.054分 経度127度21.104分 点ハ 緯度 26度 8.946分 経度127度21.016分 点ニ 緯度 26度 8.957分 経度127度20.950分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	渡嘉敷村
特区第212号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	渡嘉敷村字阿波連トウルウルチ原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 8.927分 経度127度20.714分 点ロ 緯度 26度 9.016分 経度127度20.708分 点ハ 緯度 26度 9.016分 経度127度20.772分 点ニ 緯度 26度 8.930分 経度127度20.788分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	渡嘉敷村
特区第213号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	渡嘉敷村字阿波連トウルウルチ原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 8.849分 経度127度20.593分 点ロ 緯度 26度 9.032分 経度127度20.664分 点ハ 緯度 26度 8.947分 経度127度20.755分 点ニ 緯度 26度 8.896分 経度127度20.743分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	渡嘉敷村
特区第214号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	渡嘉敷村字阿波連トーエー地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.451分 経度127度20.663分 点ロ 緯度 26度 9.519分 経度127度20.663分 点ハ 緯度 26度 9.519分 経度127度20.721分 点ニ 緯度 26度 9.451分 経度127度20.721分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	渡嘉敷村
特区第215号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	渡嘉敷村字阿波連地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.763分 経度127度20.622分 点ロ 緯度 26度 9.913分 経度127度20.693分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうす	渡嘉敷村

					点ハ 緯度 26度 9.888分 経度127度20.732分 点ニ 緯度 26度 9.749分 経度127度20.695分	る水域内において、 営んではならない。	
特区第216号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	渡嘉敷村字阿波連地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.964分 経度127度20.711分 点ロ 緯度 26度10.011分 経度127度20.740分 点ハ 緯度 26度 9.992分 経度127度20.757分 点ニ 緯度 26度 9.943分 経度127度20.743分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、 営んではならない。	渡嘉敷村
特区第217号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	渡嘉敷村字阿波連地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.987分 経度127度20.460分 点ロ 緯度 26度 9.999分 経度127度20.429分 点ハ 緯度 26度10.004分 経度127度20.460分 点ニ 緯度 26度 9.991分 経度127度20.494分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、 営んではならない。	渡嘉敷村
特区第218号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	渡嘉敷村字阿波連地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度 9.997分 経度127度20.455分 点ロ 緯度 26度10.148分 経度127度20.513分 点ハ 緯度 26度10.148分 経度127度20.581分 点ニ 緯度 26度 9.997分 経度127度20.568分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、 営んではならない。	渡嘉敷村
特区第219号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	渡嘉敷村字阿波連ヒヤルガ地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度10.481分 経度127度20.378分 点ロ 緯度 26度10.603分 経度127度20.378分 点ハ 緯度 26度10.603分 経度127度20.465分 点ニ 緯度 26度10.481分 経度127度20.465分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、 営んではならない。	渡嘉敷村
特区第220号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	渡嘉敷村ナガンヌ島地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度15.900分 経度127度32.688分 点ロ 緯度 26度15.915分 経度127度32.695分 点ハ 緯度 26度15.915分 経度127度32.727分 点ニ 緯度 26度15.887分 経度127度32.713分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、 営んではならない。	渡嘉敷村
特区第	第一種	モズク	9月1日	渡嘉敷村	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を	標識を設	渡嘉敷村

221号	特定区画漁業	ひび建て式養殖業	から翌年7月31日まで	中島地先	順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.783分 経度127度27.162分 点ロ 緯度 26度13.945分 経度127度27.162分 点ハ 緯度 26度13.945分 経度127度27.222分 点ニ 緯度 26度13.783分 経度127度27.222分	置しなればならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第222号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	渡嘉敷村前島地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度12.673分 経度127度26.953分 点ロ 緯度 26度12.737分 経度127度27.008分 点ハ 緯度 26度12.704分 経度127度27.056分 点ニ 緯度 26度12.640分 経度127度27.000分	標識を設置しなればならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	渡嘉敷村
特区第223号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	座間味村字阿佐トーマン地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.861分 経度127度19.500分 点ロ 緯度 26度13.895分 経度127度19.501分 点ハ 緯度 26度13.898分 経度127度19.629分 点ニ 緯度 26度13.844分 経度127度19.750分 点ホ 緯度 26度13.800分 経度127度19.743分 点へ 緯度 26度13.850分 経度127度19.634分	標識を設置しなればならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	座間味村
特区第224号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	座間味村字阿佐地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度14.105分 経度127度19.238分 点ロ 緯度 26度14.239分 経度127度19.201分 点ハ 緯度 26度14.242分 経度127度18.999分 点ニ 緯度 26度14.329分 経度127度18.986分 点ホ 緯度 26度14.329分 経度127度19.157分 点へ 緯度 26度14.256分 経度127度19.247分 点ト 緯度 26度14.110分 経度127度19.276分	標識を設置しなればならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	座間味村
特区第225号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	座間味村字座間味牧治の鼻地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.642分 経度127度18.894分 点ロ 緯度 26度13.824分 経度127度18.859分 点ハ 緯度 26度13.836分 経度127度19.020分	標識を設置しなればならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、	座間味村

					点ニ 緯度 26度13.597分 経度127度19.030分	営んではな らない。	
特区第 226号	第一種 特定区 画漁業	シャコ ガイ垂 下式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	座間味村 字座間味 牧治の鼻 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度13.642分 経度127度18.894分 点ロ 緯度 26度13.824分 経度127度18.859分 点ハ 緯度 26度13.836分 経度127度19.020分 点ニ 緯度 26度13.597分 経度127度19.030分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	座間味村
特区第 227号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	座間味村 座間味港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度13.233分 経度127度18.180分 点ロ 緯度 26度13.330分 経度127度18.100分 点ハ 緯度 26度13.344分 経度127度18.136分 点ニ 緯度 26度13.257分 経度127度18.222分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	座間味村
特区第 228号	第一種 特定区 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	座間味村 座間味港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度13.356分 経度127度17.991分 点ロ 緯度 26度13.412分 経度127度18.054分 点ハ 緯度 26度13.410分 経度127度18.092分 点ニ 緯度 26度13.379分 経度127度18.100分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	座間味村
特区第 229号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	座間味村 座間味港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度13.356分 経度127度17.991分 点ロ 緯度 26度13.412分 経度127度18.054分 点ハ 緯度 26度13.410分 経度127度18.092分 点ニ 緯度 26度13.379分 経度127度18.100分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	座間味村
特区第 230号	第一種 特定区 画漁業	シャコ ガイ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	座間味村 阿嘉漁港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イ の各点を順次結んだ線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 26度11.265分 経度127度17.197分 点ロ 緯度 26度11.290分 経度127度17.168分 点ハ 緯度 26度11.320分 経度127度17.278分 点ニ 緯度 26度11.340分 経度127度17.450分 点ホ 緯度 26度11.302分 経度127度17.447分 点ヘ 緯度 26度11.291分 経度127度17.308分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	座間味村

特区第231号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	座間味村字阿嘉地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度11.758分 経度127度16.395分 点ロ 緯度 26度11.804分 経度127度16.433分 点ハ 緯度 26度11.733分 経度127度16.551分 点ニ 緯度 26度11.694分 経度127度16.532分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	座間味村
特区第232号	第一種特定区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	座間味村字阿佐留加比の鼻地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度13.849分 経度127度19.175分 点ロ 緯度 26度14.075分 経度127度19.205分 点ハ 緯度 26度14.040分 経度127度19.301分 点ニ 緯度 26度13.983分 経度127度19.303分 点ホ 緯度 26度13.867分 経度127度19.267分 点ヘ 緯度 26度13.831分 経度127度19.231分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	座間味村
特区第233号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	渡名喜村安佐良地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.325分 経度127度 9.183分 点ロ 緯度 26度22.389分 経度127度 9.097分 点ハ 緯度 26度22.431分 経度127度 9.166分 点ニ 緯度 26度22.367分 経度127度 9.222分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	渡名喜村
特区第234号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	渡名喜村安佐良地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度21.773分 経度127度 8.986分 点ロ 緯度 26度21.857分 経度127度 8.983分 点ハ 緯度 26度21.862分 経度127度 9.007分 点ニ 緯度 26度21.781分 経度127度 9.114分 点ホ 緯度 26度21.692分 経度127度 9.172分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	渡名喜村
特区第235号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	渡名喜村塩川地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度22.584分 経度127度 8.539分 点ロ 緯度 26度22.602分 経度127度 8.516分 点ハ 緯度 26度22.630分 経度127度 8.596分 点ニ 緯度 26度22.613分 経度127度 8.619分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	渡名喜村

特区第 236号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	久米島町 ハテノ浜 の東	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、リ、ヌ、ルの各点 を順次結んだ線によって囲まれ た区域 点イ 緯度 26度21.600分 経度126度53.700分 点ロ 緯度 26度21.750分 経度126度49.870分 点ハ 緯度 26度21.700分 経度126度55.200分 点ニ 緯度 26度21.460分 経度126度55.750分 点ホ 緯度 26度21.200分 経度126度56.000分 点ヘ 緯度 26度20.900分 経度126度55.850分 点ト 緯度 26度20.888分 経度126度55.605分 点チ 緯度 26度20.663分 経度126度54.900分 点リ 緯度 26度20.500分 経度126度54.500分 点ヌ 緯度 26度20.649分 経度126度54.300分 点ル 緯度 26度21.000分 経度126度53.750分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	久米島町
特区第 237号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	久米島町 奥武島及 びオーハ 島の南	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、リ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.096分 経度126度49.171分 点ロ 緯度 26度20.154分 経度126度49.870分 点ハ 緯度 26度20.128分 経度126度50.156分 点ニ 緯度 26度20.219分 経度126度50.618分 点ホ 緯度 26度20.151分 経度126度50.894分 点ヘ 緯度 26度19.741分 経度126度50.781分 点ト 緯度 26度19.250分 経度126度50.806分 点チ 緯度 26度18.994分 経度126度50.436分 点リ 緯度 26度19.892分 経度126度49.216分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	久米島町
特区第 238号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	久米島町 奥武島及 びオーハ 島の南	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、リ、イの各点を順次結 んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.096分 経度126度49.171分 点ロ 緯度 26度20.154分 経度126度49.870分 点ハ 緯度 26度20.128分 経度126度50.156分 点ニ 緯度 26度20.218分 経度126度50.618分 点ホ 緯度 26度20.151分 経度126度50.894分 点ヘ 緯度 26度19.741分 経度126度50.781分 点ト 緯度 26度19.250分	標識を設 置しなけれ ばならない。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	久米島町

					点チ 経度126度50.806分 緯度 26度18.994分 点リ 経度126度50.436分 緯度 26度19.892分 経度126度49.216分		
特区第239号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	久米島町字謝名堂イーフ地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.000分 経度126度48.965分 点ロ 緯度 26度19.975分 経度126度49.100分 点ハ 緯度 26度19.400分 経度126度49.200分 点ニ 緯度 26度19.280分 経度126度49.000分 点ホ 緯度 26度19.655分 経度126度48.659分 点ヘ 緯度 26度19.862分 経度126度48.782分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	久米島町
特区第240号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	久米島町奥武島の東	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.458分 経度126度49.892分 点ロ 緯度 26度20.468分 経度126度49.968分 点ハ 緯度 26度20.345分 経度126度50.013分 点ニ 緯度 26度20.282分 経度126度50.050分 点ホ 緯度 26度20.255分 経度126度50.020分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	久米島町
特区第241号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	久米島町奥武島の西	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.330分 経度126度49.397分 点ロ 緯度 26度20.408分 経度126度49.277分 点ハ 緯度 26度20.625分 経度126度49.608分 点ニ 緯度 26度20.550分 経度126度49.670分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	久米島町
特区第242号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	久米島町字宇根クルマエビ養殖場地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.738分 経度126度49.528分 点ロ 緯度 26度20.702分 経度126度49.558分 点ハ 緯度 26度20.642分 経度126度49.533分 点ニ 緯度 26度20.443分 経度126度49.228分 点ホ 緯度 26度20.515分 経度126度49.167分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	久米島町
特区第243号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	久米島町字宇根泊浜地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.435分	標識を設置しなければならない。	久米島町

		業			点ロ 経度126度49.208分 緯度 26度20.318分 点ハ 経度126度49.103分 緯度 26度20.372分 点ニ 経度126度49.002分 緯度 26度20.497分 経度126度49.138分	錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第244号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	久米島町字謝名堂地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.153分 経度126度48.970分 点ロ 緯度 26度20.152分 経度126度49.062分 点ハ 緯度 26度20.192分 経度126度49.090分 点ニ 緯度 26度20.293分 経度126度49.005分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	久米島町
特区第245号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	久米島町字銭田地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度19.520分 経度126度48.350分 点ロ 緯度 26度19.457分 経度126度48.455分 点ハ 緯度 26度19.368分 経度126度48.437分 点ニ 緯度 26度19.327分 経度126度48.382分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	久米島町
特区第246号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	久米島町字大原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.863分 経度126度44.107分 点ロ 緯度 26度20.823分 経度126度44.097分 点ハ 緯度 26度20.782分 経度126度43.898分 点ニ 緯度 26度20.838分 経度126度43.723分 点ホ 緯度 26度20.903分 経度126度43.753分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	久米島町
特区第247号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	久米島町字大原地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度20.995分 経度126度43.432分 点ロ 緯度 26度20.888分 経度126度43.380分 点ハ 緯度 26度20.957分 経度126度43.240分 点ニ 緯度 26度21.063分 経度126度43.292分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	久米島町
特区第248号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市池間島地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度55.456分 経度125度15.424分 点ロ 緯度 24度55.975分 経度125度15.130分 点ハ 緯度 24度56.363分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内に	宮古島市平良字池間及び平良字前里

					点ニ 経度125度14.639分 緯度 24度56.475分 点ホ 経度125度14.762分 緯度 24度56.063分 点ヘ 経度125度15.278分 緯度 24度55.467分 経度125度15.635分	おいては、 営んではな らない。	
特区第 249号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宮古島市 池間漁港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度55.445分 経度125度15.245分 点ロ 緯度 24度55.407分 経度125度15.280分 点ハ 緯度 24度55.380分 経度125度15.098分 点ニ 緯度 24度55.442分 経度125度15.096分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	宮古島市平 良字池間及 び平良字前 里
特区第 250号	第一種 特定区 画漁業	シャコ ガイ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 平良字前 里地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各 点を順次結んだ線及び最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度55.304分 経度125度14.662分 点ロ 緯度 24度55.315分 経度125度14.683分 点ハ 緯度 24度55.255分 経度125度14.702分 点ニ 緯度 24度55.275分 経度125度14.688分 点ホ 緯度 24度55.270分 経度125度14.680分 点ヘ 緯度 24度55.288分 経度125度14.668分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	宮古島市平 良字池間及 び平良字前 里
特区第 251号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 池間大橋 の北	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度55.650分 経度125度15.850分 点ロ 緯度 24度55.789分 経度125度15.973分 点ハ 緯度 24度55.720分 経度125度16.090分 点ニ 緯度 24度55.580分 経度125度15.955分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	宮古島市平 良字下里、 平良字西 里、平良字 西仲宗根、 平良字東仲 宗根、平良 字荷川取、 平良字久 貝、平良字 松原、平良 字東仲宗根 添、平良字 西原、平良 字大浦、平 良字島尻、 平良字大神 及び平良字 狩俣
特区第 252号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	宮古島市 池間大橋 の北	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度55.650分 経度125度15.850分 点ロ 緯度 24度55.789分 経度125度15.973分 点ハ 緯度 24度55.720分 経度125度16.090分 点ニ 緯度 24度55.580分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな	宮古島市平 良字下里、 平良字西 里、平良字 西仲宗根、 平良字東仲 宗根、平良 字荷川取、 平良字久 貝、平良字

					経度125度15.955分	らない。	松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第253号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市大神島地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.661分 経度125度18.004分 点ロ 緯度 24度54.808分 経度125度17.905分 点ハ 緯度 24度55.098分 経度125度18.340分 点ニ 緯度 24度54.790分 経度125度18.259分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第254号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市平良字狩俣地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度53.374分 経度125度17.366分 点ロ 緯度 24度54.205分 経度125度16.451分 点ハ 緯度 24度55.257分 経度125度15.867分 点ニ 緯度 24度55.289分 経度125度16.354分 点ホ 緯度 24度55.000分 経度125度16.536分 点ヘ 緯度 24度54.941分 経度125度16.238分 点ト 緯度 24度53.458分 経度125度17.511分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第255号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市平良字狩俣世渡崎の東	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.860分 経度125度16.434分 点ロ 緯度 24度54.905分 経度125度16.444分 点ハ 緯度 24度54.908分 経度125度16.491分 点ニ 緯度 24度54.867分 経度125度16.483分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、

							平良字大神及び平良字狩俣
特区第256号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮古島市平良字狩俣地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度53.695分 経度 125度16.805分 点ロ 緯度 24度53.767分 経度 125度16.890分 点ハ 緯度 24度53.669分 経度 125度17.000分 点ニ 緯度 24度53.600分 経度 125度16.926分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第257号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市島尻漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度52.863分 経度 125度17.937分 点ロ 緯度 24度52.859分 経度 125度17.701分 点ハ 緯度 24度53.046分 経度 125度17.306分 点ニ 緯度 24度53.255分 経度 125度17.179分 点ホ 緯度 24度53.533分 経度 125度17.655分 点ヘ 緯度 24度53.305分 経度 125度18.037分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第258号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市平良字島尻地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度51.539分 経度 125度18.453分 点ロ 緯度 24度52.224分 経度 125度18.108分 点ハ 緯度 24度52.385分 経度 125度18.172分 点ニ 緯度 24度51.692分 経度 125度18.542分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第259号	第一種特定区	シャコガイ小	1月1日から12月	宮古島市真謝漁港	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた	標識を設置しなけれ	宮古島市平良字下里、

	画漁業	割式養殖業	31日まで	地先	区域 点イ 緯度 24度50.122分 経度125度19.449分 点ロ 緯度 24度50.195分 経度125度19.485分 点ハ 緯度 24度50.175分 経度125度19.640分 点ニ 緯度 24度50.120分 経度125度19.610分	ばならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第260号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市真謝漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度49.850分 経度125度19.550分 点ロ 緯度 24度49.972分 経度125度19.626分 点ハ 緯度 24度49.965分 経度125度19.638分 点ニ 緯度 24度49.844分 経度125度19.560分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第261号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市城辺字福里地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度46.004分 経度125度24.276分 点ロ 緯度 24度46.110分 経度125度23.956分 点ハ 緯度 24度46.209分 経度125度24.037分 点ニ 緯度 24度46.246分 経度125度24.084分 点ホ 緯度 24度46.147分 経度125度24.387分 点ヘ 緯度 24度46.089分 経度125度24.328分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	宮古島市城辺字保良、城辺字新城、城辺字福里、城辺字比嘉、城辺字長間、城辺字西里添、城辺字下里添、城辺字砂川及び城辺字友利
特区第262号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市城辺字福里地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度46.210分 経度125度24.316分 点ロ 緯度 24度46.231分 経度125度24.335分 点ハ 緯度 24度46.211分 経度125度24.378分 点ニ 緯度 24度46.191分 経度125度24.366分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	宮古島市城辺字保良、城辺字新城、城辺字福里、城辺字比嘉、城辺字長間、城辺字西里添、城辺字下里添、城辺字砂川及び城辺字友

特区第263号	第一種特定区画漁業	クビレヅタひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市入江湾内	イ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度43.733分 経度125度17.687分 点ロ 緯度 24度43.725分 経度125度17.806分 点ハ 緯度 24度43.610分 経度125度17.825分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市下地字上地、下地字嘉手苅、下地字川満、下地字来間、下地字洲鎌及び下地字与那覇
特区第264号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市来間島の北	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度43.514分 経度125度15.280分 点ロ 緯度 24度43.664分 経度125度15.137分 点ハ 緯度 24度43.941分 経度125度14.578分 点ニ 緯度 24度44.125分 経度125度14.662分 点ホ 緯度 24度43.531分 経度125度15.380分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市下地字上地、下地字嘉手苅、下地字川満、下地字来間、下地字洲鎌及び下地字与那覇
特区第265号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮古島市下地字与那覇地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度45.661分 経度125度15.629分 点ロ 緯度 24度45.661分 経度125度15.646分 点ハ 緯度 24度45.603分 経度125度15.642分 点ニ 緯度 24度45.603分 経度125度15.624分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市下地字上地、下地字嘉手苅、下地字川満、下地字来間、下地字洲鎌及び下地字与那覇
特区第266号	第一種特定区画漁業	クビレヅタひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市久松漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度46.689分 経度125度15.957分 点ロ 緯度 24度46.779分 経度125度16.022分 点ハ 緯度 24度46.736分 経度125度16.117分 点ニ 緯度 24度46.660分 経度125度16.067分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第267号	第一種特定区画漁業	キリンサイひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市久松漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度46.689分 経度125度15.957分 点ロ 緯度 24度46.779分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通が	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲

					点ハ 経度125度16.022分 緯度 24度46.736分 点ニ 経度125度16.117分 緯度 24度46.660分 経度125度16.067分	ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	宗根、平良 字荷川取、 平良字久 貝、平良字 松原、平良 字東仲宗根 添、平良字 西原、平良 字大浦、平 良字島尻、 平良字大神 及び平良字 狩俣
特区第 268号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	宮古島市 平良字久 貝地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ、イの各点を順次結んだ 線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度46.201分 経度125度14.524分 点ロ 緯度 24度47.587分 経度125度14.064分 点ハ 緯度 24度47.740分 経度125度14.217分 点ニ 緯度 24度47.635分 経度125度14.913分 点ホ 緯度 24度47.652分 経度125度15.103分 点ヘ 緯度 24度46.969分 経度125度15.427分 点ト 緯度 24度46.901分 経度125度15.026分 点チ 緯度 24度46.404分 経度125度15.103分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	宮古島市平 良字下里、 平良字西 里、平良字 西仲宗根、 平良字東仲 宗根、平良 字荷川取、 平良字久 貝、平良字 松原、平良 字東仲宗根 添、平良字 西原、平良 字大浦、平 良字島尻、 平良字大神 及び平良字 狩俣
特区第 269号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエ グサひ び建て て式養 殖業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	宮古島市 平良字久 貝地先	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次 結んだ線及び最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度47.507分 経度125度15.395分 点ロ 緯度 24度47.495分 経度125度15.280分 点ハ 緯度 24度47.653分 経度125度15.280分 点ニ 緯度 24度47.678分 経度125度15.370分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	宮古島市平 良字下里、 平良字西 里、平良字 西仲宗根、 平良字東仲 宗根、平良 字荷川取、 平良字久 貝、平良字 松原、平良 字東仲宗根 添、平良字 西原、平良 字大浦、平 良字島尻、 平良字大神 及び平良字 狩俣
特区第 270号	第一種 特定区 画漁業	ヒトエ グサひ び建て て式養 殖業	9月1日 から翌年 5月31日 まで	宮古島市 平良字大 浦地先	イ、ロ、ハの各点を順次結ん だ線及び最大高潮時海岸線によ って囲まれた区域 点イ 緯度 24度50.540分 経度125度17.600分 点ロ 緯度 24度50.668分 経度125度17.346分 点ハ 緯度 24度50.934分 経度125度17.714分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	宮古島市平 良字下里、 平良字西 里、平良字 西仲宗根、 平良字東仲 宗根、平良 字荷川取、 平良字久 貝、平良字 松原、平良 字東仲宗根

							添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第271号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市平良字大浦間津原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度50.668分 経度125度17.346分 点ロ 緯度 24度51.105分 経度125度17.055分 点ハ 緯度 24度51.403分 経度125度17.054分 点ニ 緯度 24度51.476分 経度125度17.207分 点ホ 緯度 24度50.830分 経度125度17.569分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第272号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市平良字大浦間津原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度51.728分 経度125度16.863分 点ロ 緯度 24度51.764分 経度125度16.872分 点ハ 緯度 24度51.735分 経度125度16.922分 点ニ 緯度 24度51.700分 経度125度16.901分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第273号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市平良字大浦間津原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度51.728分 経度125度16.863分 点ロ 緯度 24度51.764分 経度125度16.872分 点ハ 緯度 24度51.735分 経度125度16.922分 点ニ 緯度 24度51.700分 経度125度16.901分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

特区第274号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市七光湾内	イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度52.988分 経度125度16.370分 点ロ 緯度 24度53.008分 経度125度16.351分 点ハ 緯度 24度53.028分 経度125度16.372分 点ニ 緯度 24度53.017分 経度125度16.388分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第275号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市平良字狩俣世渡崎原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.221分 経度125度15.917分 点ロ 緯度 24度54.416分 経度125度15.727分 点ハ 緯度 24度54.641分 経度125度15.584分 点ニ 緯度 24度54.856分 経度125度15.899分 点ホ 緯度 24度54.898分 経度125度15.965分 点ヘ 緯度 24度54.296分 経度125度16.208分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第276号	第一種特定区画漁業	キリンサイひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市平良字狩俣世渡崎原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.221分 経度125度15.917分 点ロ 緯度 24度54.416分 経度125度15.727分 点ハ 緯度 24度54.641分 経度125度15.584分 点ニ 緯度 24度54.856分 経度125度15.899分 点ホ 緯度 24度54.898分 経度125度15.965分 点ヘ 緯度 24度54.296分 経度125度16.208分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第277号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市平良字狩俣世渡崎原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.483分	標識を設置しなければならない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字

					点口 経度125度15.742分 緯度 24度54.556分 点ハ 経度125度15.666分 緯度 24度54.749分 点ニ 経度125度15.759分 緯度 24度54.787分 経度125度15.860分	錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第278号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	宮古島市平良字狩俣世渡崎原地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度54.230分 経度125度16.158分 点ロ 緯度 24度54.262分 経度125度16.131分 点ハ 緯度 24度54.316分 経度125度16.201分 点ニ 緯度 24度54.460分 経度125度16.143分 点ホ 緯度 24度54.472分 経度125度16.220分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣
特区第279号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市佐和田漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度51.238分 経度125度 8.660分 点ロ 緯度 24度51.411分 経度125度 9.213分 点ハ 緯度 24度50.599分 経度125度 9.272分 点ニ 緯度 24度50.477分 経度125度 8.785分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	宮古島市伊良部字伊良部、伊良部字仲地、伊良部字国仲、伊良部字長浜、伊良部字佐和田、伊良部字池間添及び伊良部字前里添
特区第280号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	宮古島市伊良部字伊良部渡口の浜地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度48.553分 経度125度10.912分 点ロ 緯度 24度48.645分 経度125度10.980分 点ハ 緯度 24度48.458分 経度125度11.305分 点ニ 緯度 24度48.361分 経度125度11.242分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	宮古島市伊良部字伊良部、伊良部字仲地、伊良部字国仲、伊良部字長浜、伊良部字佐和田、伊良部字池間添及び伊良部字前里添
特区第281号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市長山港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度48.285分	標識を設置しなければならない。	宮古島市伊良部字伊良部、伊良部字仲地、伊

					点口 経度125度11.794分 緯度 24度48.329分 点ハ 経度125度11.803分 緯度 24度48.291分 点ニ 経度125度11.927分 緯度 24度48.250分 経度125度11.901分	錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	良部字国仲、伊良部字長浜、伊良部字佐和田、伊良部字池間添及び伊良部字前里添
特区第282号	第一種特定区画漁業	サンゴ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市長山港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度48.285分 経度125度11.794分 点口 緯度 24度48.329分 経度125度11.803分 点ハ 緯度 24度48.291分 経度125度11.927分 点ニ 緯度 24度48.250分 経度125度11.901分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	宮古島市伊良部字伊良部、伊良部字仲地、伊良部字国仲、伊良部字長浜、伊良部字佐和田、伊良部字池間添及び伊良部字前里添
特区第283号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宮古島市長山港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度48.285分 経度125度11.794分 点口 緯度 24度48.329分 経度125度11.803分 点ハ 緯度 24度48.291分 経度125度11.927分 点ニ 緯度 24度48.250分 経度125度11.901分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	宮古島市伊良部字伊良部、伊良部字仲地、伊良部字国仲、伊良部字長浜、伊良部字佐和田、伊良部字池間添及び伊良部字前里添
特区第284号	第一種特定区画漁業	キリンサイ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	多良間村字仲筋地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度40.490分 経度124度41.260分 点口 緯度 24度40.490分 経度124度41.185分 点ハ 緯度 24度40.525分 経度124度41.185分 点ニ 緯度 24度40.525分 経度124度41.260分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	多良間村
特区第285号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字伊原間玉取崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.871分 経度124度16.592分 点口 緯度 24度29.101分 経度124度16.458分 点ハ 緯度 24度29.222分 経度124度16.760分 点ニ 緯度 24度29.014分 経度124度16.865分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第286号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字伊原間玉取崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.871分 経度124度16.592分 点口 緯度 24度29.101分 経度124度16.458分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうす	石垣市

					点ハ 緯度 24度29.222分 経度124度16.760分 点ニ 緯度 24度29.014分 経度124度16.865分	る水域内においては、 営んではならない。	
特区第287号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字伊原間玉取崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.871分 経度124度16.592分 点ロ 緯度 24度29.101分 経度124度16.458分 点ハ 緯度 24度29.222分 経度124度16.760分 点ニ 緯度 24度29.014分 経度124度16.865分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、 営んではならない。	石垣市
特区第288号	第一種特定区画漁業	ソフトコーラル小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字伊原間玉取崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.871分 経度124度16.592分 点ロ 緯度 24度29.101分 経度124度16.458分 点ハ 緯度 24度29.222分 経度124度16.760分 点ニ 緯度 24度29.014分 経度124度16.865分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、 営んではならない。	石垣市
特区第289号	第一種特定区画漁業	サンゴ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字宮良地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.624分 経度124度12.920分 点ロ 緯度 24度20.782分 経度124度12.937分 点ハ 緯度 24度20.507分 経度124度13.643分 点ニ 緯度 24度20.385分 経度124度13.648分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、 営んではならない。	石垣市
特区第290号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字宮良地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.624分 経度124度12.920分 点ロ 緯度 24度20.782分 経度124度12.937分 点ハ 緯度 24度20.507分 経度124度13.643分 点ニ 緯度 24度20.385分 経度124度13.648分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、 営んではならない。	石垣市
特区第291号	第一種特定区画漁業	ソフトコーラル小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字宮良地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.624分 経度124度12.920分 点ロ 緯度 24度20.782分 経度124度12.937分 点ハ 緯度 24度20.507分 経度124度13.643分 点ニ 緯度 24度20.385分 経度124度13.648分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、 営んではならない。	石垣市
特区第	第一種	シャコ	1月1日	石垣市字	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を	標識を設	石垣市

292号	特定区画漁業	ガイ小割式式養殖業	から12月31日まで	宮良地先	順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.624分 経度124度12.920分 点ロ 緯度 24度20.782分 経度124度12.937分 点ハ 緯度 24度20.507分 経度124度13.643分 点ニ 緯度 24度20.385分 経度124度13.648分	置しなけ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 管んでは なら ない。	
特区第293号	第一種特定区画漁業	ヒトエグサひび建て式養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石垣市字真栄里地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.808分 経度124度11.022分 点ロ 緯度 24度19.837分 経度124度11.008分 点ハ 緯度 24度19.858分 経度124度11.072分 点ニ 緯度 24度19.838分 経度124度11.087分	標識を設 置しなけ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 管んでは なら ない。	石垣市
特区第294号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字真栄里地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.315分 経度124度10.450分 点ロ 緯度 24度19.710分 経度124度10.305分 点ハ 緯度 24度19.743分 経度124度10.546分 点ニ 緯度 24度19.390分 経度124度10.671分	標識を設 置しなけ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 管んでは なら ない。	石垣市
特区第295号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字真栄里地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.315分 経度124度10.450分 点ロ 緯度 24度19.710分 経度124度10.305分 点ハ 緯度 24度19.743分 経度124度10.546分 点ニ 緯度 24度19.390分 経度124度10.671分	標識を設 置しなけ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 管んでは なら ない。	石垣市
特区第296号	第一種特定区画漁業	ソフトコーラル小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字真栄里地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.315分 経度124度10.450分 点ロ 緯度 24度19.710分 経度124度10.305分 点ハ 緯度 24度19.743分 経度124度10.546分 点ニ 緯度 24度19.390分 経度124度10.671分	標識を設 置しなけ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うする 水域内 におい ては、 管んでは なら ない。	石垣市
特区第297号	第一種特定区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市登野城漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.791分 経度124度10.026分 点ロ 緯度 24度19.812分 経度124度10.035分	標識を設 置しなけ ばなら ない。 錨地及 び船舶 交通が ふくそ うす	石垣市

					点ハ 緯度 24度19.826分 経度124度10.083分 点ニ 緯度 24度19.782分 経度124度10.175分 点ホ 緯度 24度19.744分 経度124度10.157分 点ヘ 緯度 24度19.740分 経度124度10.142分	る水域内においては、 営んではない。	
特区第298号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市登野城漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.791分 経度124度10.026分 点ロ 緯度 24度19.812分 経度124度10.035分 点ハ 緯度 24度19.826分 経度124度10.083分 点ニ 緯度 24度19.782分 経度124度10.175分 点ホ 緯度 24度19.744分 経度124度10.157分 点ヘ 緯度 24度19.740分 経度124度10.142分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、 営んではない。	石垣市
特区第299号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市登野城漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.791分 経度124度10.026分 点ロ 緯度 24度19.812分 経度124度10.035分 点ハ 緯度 24度19.826分 経度124度10.083分 点ニ 緯度 24度19.782分 経度124度10.175分 点ホ 緯度 24度19.744分 経度124度10.157分 点ヘ 緯度 24度19.740分 経度124度10.142分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、 営んではない。	石垣市
特区第300号	第一種特定区画漁業	ウニ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市登野城漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.791分 経度124度10.026分 点ロ 緯度 24度19.812分 経度124度10.035分 点ハ 緯度 24度19.826分 経度124度10.083分 点ニ 緯度 24度19.782分 経度124度10.175分 点ホ 緯度 24度19.744分 経度124度10.157分 点ヘ 緯度 24度19.740分 経度124度10.142分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、 営んではない。	石垣市
特区第301号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市登野城漁港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.431分 経度124度 9.122分 点ロ 緯度 24度19.648分 経度124度 9.060分 点ハ 緯度 24度19.643分 経度124度 9.255分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、	石垣市

					点ニ 緯度 24度19.769分 経度124度 9.350分 点ホ 緯度 24度19.830分 経度124度 9.700分 点ヘ 緯度 24度19.623分 経度124度10.168分 点ト 緯度 24度19.454分 経度124度 9.487分	営んではな らない。	
特区第 302号	第三種 特定区 画漁業	シヤコ ガイ地 蒔式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市登 野城漁港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、イの各点を順次結んだ線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.431分 経度124度 9.122分 点ロ 緯度 24度19.648分 経度124度 9.060分 点ハ 緯度 24度19.643分 経度124度 9.255分 点ニ 緯度 24度19.769分 経度124度 9.350分 点ホ 緯度 24度19.830分 経度124度 9.700分 点ヘ 緯度 24度19.623分 経度124度10.168分 点ト 緯度 24度19.454分 経度124度 9.487分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 303号	第一種 特定区 画漁業	ソフト コーラ ル小割 式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市登 野城漁港 地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、イの各点を順次結んだ線に よって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.431分 経度124度 9.122分 点ロ 緯度 24度19.648分 経度124度 9.060分 点ハ 緯度 24度19.643分 経度124度 9.255分 点ニ 緯度 24度19.769分 経度124度 9.350分 点ホ 緯度 24度19.830分 経度124度 9.700分 点ヘ 緯度 24度19.623分 経度124度10.168分 点ト 緯度 24度19.454分 経度124度 9.487分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 304号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	石垣市登 野城漁港 の沖	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度17.814分 経度124度 8.456分 点ロ 緯度 24度18.616分 経度124度 9.292分 点ハ 緯度 24度18.377分 経度124度 9.541分 点ニ 緯度 24度17.560分 経度124度 8.701分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 305号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市登 野城漁港 の沖	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度17.814分 経度124度 8.456分 点ロ 緯度 24度18.616分 経度124度 9.292分 点ハ 緯度 24度18.377分 経度124度 9.541分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、	石垣市

					点ニ 緯度 24度17.560分 経度124度 8.701分	営んでは ならない。	
特区第 306号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市登 野城漁港 の沖	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度17.814分 経度124度 8.456分 点ロ 緯度 24度18.616分 経度124度 9.292分 点ハ 緯度 24度18.377分 経度124度 9.541分 点ニ 緯度 24度17.560分 経度124度 8.701分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 307号	第一種 特定区 画漁業	モズク ひび建 て式養 殖業	9月1日 から翌年 7月31日 まで	石垣市石 垣港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イ の各点を順次結んだ線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.468分 経度124度 8.770分 点ロ 緯度 24度19.056分 経度124度 8.371分 点ハ 緯度 24度19.439分 経度124度 8.557分 点ニ 緯度 24度19.540分 経度124度 9.028分 点ホ 緯度 24度18.889分 経度124度 9.183分 点へ 緯度 24度18.491分 経度124度 9.175分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 308号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市石 垣港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イ の各点を順次結んだ線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.468分 経度124度 8.770分 点ロ 緯度 24度19.056分 経度124度 8.371分 点ハ 緯度 24度19.439分 経度124度 8.557分 点ニ 緯度 24度19.540分 経度124度 9.028分 点ホ 緯度 24度18.889分 経度124度 9.183分 点へ 緯度 24度18.491分 経度124度 9.175分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 309号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市石 垣港地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イ の各点を順次結んだ線によって 囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.468分 経度124度 8.770分 点ロ 緯度 24度19.056分 経度124度 8.371分 点ハ 緯度 24度19.439分 経度124度 8.557分 点ニ 緯度 24度19.540分 経度124度 9.028分 点ホ 緯度 24度18.889分 経度124度 9.183分 点へ 緯度 24度18.491分 経度124度 9.175分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 310号	第一種 特定区 画漁業	シャコ ガイ小 割式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市石 垣港の沖	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域	標識を設 置しなけれ ばならな	石垣市

		殖業			点イ 緯度 24度17.791分 経度124度 7.874分 点ロ 緯度 24度18.063分 経度124度 7.363分 点ハ 緯度 24度18.198分 経度124度 7.462分 点ニ 緯度 24度17.926分 経度124度 7.974分	い。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第311号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	石垣市石垣港の沖	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.055分 経度124度 6.012分 点ロ 緯度 24度19.063分 経度124度 6.741分 点ハ 緯度 24度18.775分 経度124度 6.866分 点ニ 緯度 24度18.649分 経度124度 6.888分 点ホ 緯度 24度18.385分 経度124度 7.455分 点ヘ 緯度 24度18.216分 経度124度 7.721分 点ト 緯度 24度18.076分 経度124度 9.010分 点チ 緯度 24度17.744分 経度124度 8.912分 点リ 緯度 24度17.592分 経度124度 7.034分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第312号	第一種特定区画漁業	オゴノリひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市石垣港の沖	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.055分 経度124度 6.012分 点ロ 緯度 24度19.063分 経度124度 6.741分 点ハ 緯度 24度18.775分 経度124度 6.866分 点ニ 緯度 24度18.649分 経度124度 6.888分 点ホ 緯度 24度18.385分 経度124度 7.455分 点ヘ 緯度 24度18.216分 経度124度 7.721分 点ト 緯度 24度18.076分 経度124度 9.010分 点チ 緯度 24度17.744分 経度124度 8.912分 点リ 緯度 24度17.592分 経度124度 7.034分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第313号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	石垣市字名蔵地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度23.033分 経度124度 7.767分 点ロ 緯度 24度23.133分 経度124度 7.883分 点ハ 緯度 24度23.083分 経度124度 7.983分 点ニ 緯度 24度22.983分 経度124度 7.883分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第	第一種	ヒトエ	9月1日	石垣市字	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を	標識を設	石垣市

314号	特定区画漁業	グサビ び建て 式養殖 業	から翌年 5月31日 まで	名蔵地先	順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度23.441分 経度124度 8.090分 点ロ 緯度 24度24.051分 経度124度 7.938分 点ハ 緯度 24度24.051分 経度124度 8.356分 点ニ 緯度 24度23.441分 経度124度 8.417分	置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	
特区第 315号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ び建て 式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 崎枝赤崎 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.545分 点ロ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.545分 点ハ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.952分 点ニ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.952分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 316号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 崎枝赤崎 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.545分 点ロ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.545分 点ハ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.952分 点ニ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.952分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 317号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 崎枝赤崎 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.545分 点ロ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.545分 点ハ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.952分 点ニ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.952分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 318号	第一種 特定区 画漁業	ライブ ロック 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 崎枝赤崎 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.545分 点ロ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.545分 点ハ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.952分 点ニ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.952分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 319号	第一種 特定区 画漁業	ソフト コーラ ル小割 式養殖 業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 崎枝赤崎 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.545分 点ロ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.545分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす	石垣市

					点ハ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.952分 点ニ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.952分	る水域内において、 営んではならない。	
特区第320号	第一種特定区画漁業	シヤコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字崎枝赤崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.545分 点ロ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.545分 点ハ 緯度 24度25.564分 経度124度 6.952分 点ニ 緯度 24度25.220分 経度124度 6.952分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第321号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	石垣市字崎枝大崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度24.846分 経度124度 5.322分 点ロ 緯度 24度25.042分 経度124度 5.304分 点ハ 緯度 24度25.090分 経度124度 5.404分 点ニ 緯度 24度24.878分 経度124度 5.431分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第322号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字崎枝地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度27.367分 経度124度 5.506分 点ロ 緯度 24度27.473分 経度124度 5.506分 点ハ 緯度 24度27.808分 経度124度 6.498分 点ニ 緯度 24度27.144分 経度124度 6.498分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第323号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字崎枝地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度27.367分 経度124度 5.506分 点ロ 緯度 24度27.473分 経度124度 5.506分 点ハ 緯度 24度27.808分 経度124度 6.498分 点ニ 緯度 24度27.144分 経度124度 6.498分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第324号	第一種特定区画漁業	キリンサイ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字崎枝地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度27.367分 経度124度 5.506分 点ロ 緯度 24度27.473分 経度124度 5.506分 点ハ 緯度 24度27.808分 経度124度 6.498分 点ニ 緯度 24度27.144分 経度124度 6.498分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第	第一種	シヤコ	1月1日	石垣市字	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を	標識を設	石垣市

325号	特定区画漁業	ガイ小割式養殖業	から12月31日まで	崎枝地先	順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度27.367分 経度124度 5.506分 点ロ 緯度 24度27.473分 経度124度 5.506分 点ハ 緯度 24度27.808分 経度124度 6.498分 点ニ 緯度 24度27.144分 経度124度 6.498分	置しなればならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第326号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇崎枝地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度27.367分 経度124度 5.506分 点ロ 緯度 24度27.473分 経度124度 5.506分 点ハ 緯度 24度27.808分 経度124度 6.498分 点ニ 緯度 24度27.144分 経度124度 6.498分	標識を設置しなればならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第327号	第一種特定区画漁業	ソフトコーラル小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇崎枝地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度27.367分 経度124度 5.506分 点ロ 緯度 24度27.473分 経度124度 5.506分 点ハ 緯度 24度27.808分 経度124度 6.498分 点ニ 緯度 24度27.144分 経度124度 6.498分	標識を設置しなればならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第328号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇川平底地ビーチ地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.066分 経度124度 6.351分 点ロ 緯度 24度28.662分 経度124度 6.670分 点ハ 緯度 24度28.295分 経度124度 7.108分 点ニ 緯度 24度28.133分 経度124度 7.184分 点ホ 緯度 24度27.781分 経度124度 6.959分	標識を設置しなればならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第329号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇川平底地ビーチ地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.066分 経度124度 6.351分 点ロ 緯度 24度28.662分 経度124度 6.670分 点ハ 緯度 24度28.295分 経度124度 7.108分 点ニ 緯度 24度28.133分 経度124度 7.184分 点ホ 緯度 24度27.781分 経度124度 6.959分	標識を設置しなればならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第330号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇川平底地ビーチ地	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域	標識を設置しなればならない。	石垣市

				先	点イ 緯度 24度28.066分 経度124度 6.351分 点ロ 緯度 24度28.662分 経度124度 6.670分 点ハ 緯度 24度28.295分 経度124度 7.108分 点ニ 緯度 24度28.133分 経度124度 7.184分 点ホ 緯度 24度27.781分 経度124度 6.959分	い。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	
特区第331号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字川平底地ビーチ地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.066分 経度124度 6.351分 点ロ 緯度 24度28.662分 経度124度 6.670分 点ハ 緯度 24度28.295分 経度124度 7.108分 点ニ 緯度 24度28.133分 経度124度 7.184分 点ホ 緯度 24度27.781分 経度124度 6.959分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第332号	第一種特定区画漁業	ライブロック垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字川平底地ビーチ地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.066分 経度124度 6.351分 点ロ 緯度 24度28.662分 経度124度 6.670分 点ハ 緯度 24度28.295分 経度124度 7.108分 点ニ 緯度 24度28.133分 経度124度 7.184分 点ホ 緯度 24度27.781分 経度124度 6.959分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第333号	第一種特定区画漁業	ソフトコーラル小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字川平底地ビーチ地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.066分 経度124度 6.351分 点ロ 緯度 24度28.662分 経度124度 6.670分 点ハ 緯度 24度28.295分 経度124度 7.108分 点ニ 緯度 24度28.133分 経度124度 7.184分 点ホ 緯度 24度27.781分 経度124度 6.959分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市
特区第334号	第一種特定区画漁業	サンゴ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市字川平底地ビーチ地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.066分 経度124度 6.351分 点ロ 緯度 24度28.662分 経度124度 6.670分 点ハ 緯度 24度28.295分 経度124度 7.108分 点ニ 緯度 24度28.133分 経度124度 7.184分 点ホ 緯度 24度27.781分 経度124度 6.959分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではない。	石垣市

特区第335号	第一種特定区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇梶海地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度27.470分 経度124度13.192分 点ロ 緯度 24度27.605分 経度124度13.037分 点ハ 緯度 24度27.680分 経度124度13.150分 点ニ 緯度 24度27.529分 経度124度13.261分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第336号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇伊土名地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.394分 経度124度12.797分 点ロ 緯度 24度28.957分 経度124度12.930分 点ハ 緯度 24度28.700分 経度124度13.235分 点ニ 緯度 24度28.162分 経度124度13.174分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第337号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇伊土名地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.394分 経度124度12.797分 点ロ 緯度 24度28.957分 経度124度12.930分 点ハ 緯度 24度28.700分 経度124度13.235分 点ニ 緯度 24度28.162分 経度124度13.174分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第338号	第一種特定区画漁業	ライブロック小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇伊土名地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.394分 経度124度12.797分 点ロ 緯度 24度28.957分 経度124度12.930分 点ハ 緯度 24度28.700分 経度124度13.235分 点ニ 緯度 24度28.162分 経度124度13.174分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第339号	第一種特定区画漁業	ライブロック垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇伊土名地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.394分 経度124度12.797分 点ロ 緯度 24度28.957分 経度124度12.930分 点ハ 緯度 24度28.700分 経度124度13.235分 点ニ 緯度 24度28.162分 経度124度13.174分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	石垣市
特区第340号	第一種特定区画漁業	ソフトコーラル小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	石垣市宇伊土名地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度28.394分 経度124度12.797分	標識を設置しなければならない。 錨地及び	石垣市

					点ロ 緯度 24度28.957分 経度124度12.930分 点ハ 緯度 24度28.700分 経度124度13.235分 点ニ 緯度 24度28.162分 経度124度13.174分	船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	
特区第 341号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 伊原間野 底石崎地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度31.205分 経度124度14.643分 点ロ 緯度 24度31.720分 経度124度14.912分 点ハ 緯度 24度31.510分 経度124度15.480分 点ニ 緯度 24度31.402分 経度124度15.499分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 342号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 伊原間野 底石崎地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度31.205分 経度124度14.643分 点ロ 緯度 24度31.720分 経度124度14.912分 点ハ 緯度 24度31.510分 経度124度15.480分 点ニ 緯度 24度31.402分 経度124度15.499分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 343号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 伊原間野 底石崎地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度31.978分 経度124度15.284分 点ロ 緯度 24度32.240分 経度124度15.488分 点ハ 緯度 24度32.132分 経度124度15.986分 点ニ 緯度 24度31.601分 経度124度15.889分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 344号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ 小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 伊原間野 底石崎地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度31.978分 経度124度15.284分 点ロ 緯度 24度32.240分 経度124度15.488分 点ハ 緯度 24度32.132分 経度124度15.986分 点ニ 緯度 24度31.601分 経度124度15.889分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	石垣市
特区第 345号	第一種 特定区 画漁業	サンゴ ひび建 て式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	竹富町竹 富東港地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度19.842分 経度124度 6.366分 点ロ 緯度 24度19.884分 経度124度 6.312分 点ハ 緯度 24度19.916分 経度124度 6.355分 点ニ 緯度 24度19.882分 経度124度 6.425分	標識を設 置しなけれ ばならな い。 錨地及び 船舶交通が ふくそうす る水域内に おいては、 営んではな らない。	竹富町

特区第346号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町竹富東港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.842分 経度124度 6.366分 点ロ 緯度 24度19.884分 経度124度 6.312分 点ハ 緯度 24度19.916分 経度124度 6.355分 点ニ 緯度 24度19.882分 経度124度 6.425分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第347号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富町字竹富ヨシ崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.323分 経度124度 6.434分 点ロ 緯度 24度19.894分 経度124度 5.885分 点ハ 緯度 24度19.969分 経度124度 5.838分 点ニ 緯度 24度20.027分 経度124度 5.905分 点ホ 緯度 24度19.445分 経度124度 6.629分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第348号	第一種特定区画漁業	オゴノリひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町字竹富ヨシ崎地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.323分 経度124度 6.434分 点ロ 緯度 24度19.894分 経度124度 5.885分 点ハ 緯度 24度19.969分 経度124度 5.838分 点ニ 緯度 24度20.027分 経度124度 5.905分 点ホ 緯度 24度19.445分 経度124度 6.629分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第349号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町竹富島の南	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.243分 経度124度 5.300分 点ロ 緯度 24度18.345分 経度124度 5.311分 点ハ 緯度 24度18.372分 経度124度 5.433分 点ニ 緯度 24度18.259分 経度124度 5.419分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第350号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町竹富島の南	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.243分 経度124度 5.300分 点ロ 緯度 24度18.345分 経度124度 5.311分 点ハ 緯度 24度18.372分 経度124度 5.433分 点ニ 緯度 24度18.259分 経度124度 5.419分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第	第一種	モズク	9月1日	竹富町竹	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を	標識を設	竹富町

351号	特定区画漁業	ひび建て式養殖業	から翌年7月31日まで	富島の南西	順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.689分 経度124度 4.669分 点ロ 緯度 24度18.829分 経度124度 4.311分 点ハ 緯度 24度18.973分 経度124度 4.572分 点ニ 緯度 24度18.784分 経度124度 4.734分	置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第352号	第一種特定区画漁業	サンゴひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町竹富島の南西	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.689分 経度124度 4.669分 点ロ 緯度 24度18.829分 経度124度 4.311分 点ハ 緯度 24度18.973分 経度124度 4.572分 点ニ 緯度 24度18.784分 経度124度 4.734分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第353号	第一種特定区画漁業	サンゴ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町竹富島の南西	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度18.689分 経度124度 4.669分 点ロ 緯度 24度18.829分 経度124度 4.311分 点ハ 緯度 24度18.973分 経度124度 4.572分 点ニ 緯度 24度18.784分 経度124度 4.734分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第354号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富町字竹富コンドイ岬地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.192分 経度124度 3.887分 点ロ 緯度 24度19.946分 経度124度 4.453分 点ハ 緯度 24度19.946分 経度124度 4.650分 点ニ 緯度 24度19.650分 経度124度 4.610分 点ホ 緯度 24度19.050分 経度124度 4.080分 点ヘ 緯度 24度19.050分 経度124度 3.946分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第355号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富町竹富島の北	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.450分 経度124度 5.312分 点ロ 緯度 24度20.500分 経度124度 5.367分 点ハ 緯度 24度20.440分 経度124度 5.498分 点ニ 緯度 24度20.359分 経度124度 5.543分 点ホ 緯度 24度20.323分 経度124度 5.492分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第	第一種	モズク	9月1日	竹富町竹	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を	標識を設	竹富町

356号	特定区画漁業	ひび建て式養殖業	から翌年7月31日まで	富島と浜島の間	<p>順次結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点イ 緯度 24度20.806分 経度124度 2.593分</p> <p>点ロ 緯度 24度20.935分 経度124度 2.643分</p> <p>点ハ 緯度 24度20.857分 経度124度 3.073分</p> <p>点ニ 緯度 24度20.782分 経度124度 3.014分</p>	<p>置しなけ ばなら ない。 錨地及び 船舶交通 がふく そうす る水域 内にお いては 、営ん ではな らな い。</p>	
特区第357号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富町竹富島と浜島の間	<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点イ 緯度 24度19.954分 経度124度 3.108分</p> <p>点ロ 緯度 24度20.075分 経度124度 3.218分</p> <p>点ハ 緯度 24度20.255分 経度124度 3.270分</p> <p>点ニ 緯度 24度20.182分 経度124度 3.311分</p> <p>点ホ 緯度 24度20.141分 経度124度 3.387分</p> <p>点へ 緯度 24度19.973分 経度124度 3.367分</p> <p>点ト 緯度 24度19.825分 経度124度 3.282分</p>	<p>標識を設 置しなけ ばなら ない。 錨地及び 船舶交通 がふく そうす る水域 内にお いては 、営ん ではな らな い。</p>	竹富町
特区第358号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富町竹富島と小浜島の間	<p>イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点イ 緯度 24度18.628分 経度124度 2.589分</p> <p>点ロ 緯度 24度18.720分 経度124度 2.588分</p> <p>点ハ 緯度 24度18.890分 経度124度 2.918分</p> <p>点ニ 緯度 24度19.283分 経度124度 3.150分</p> <p>点ホ 緯度 24度19.283分 経度124度 3.283分</p> <p>点へ 緯度 24度19.100分 経度124度 3.283分</p> <p>点ト 緯度 24度18.893分 経度124度 3.520分</p> <p>点チ 緯度 24度18.742分 経度124度 3.509分</p> <p>点リ 緯度 24度18.594分 経度124度 3.078分</p>	<p>標識を設 置しなけ ばなら ない。 錨地及び 船舶交通 がふく そうす る水域 内にお いては 、営ん ではな らな い。</p>	竹富町
特区第359号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富町竹富島と小浜島の間	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点イ 緯度 24度18.367分 経度124度 1.470分</p> <p>点ロ 緯度 24度18.597分 経度124度 1.718分</p> <p>点ハ 緯度 24度18.580分 経度124度 1.966分</p> <p>点ニ 緯度 24度18.199分 経度124度 1.819分</p>	<p>標識を設 置しなけ ばなら ない。 錨地及び 船舶交通 がふく そうす る水域 内にお いては 、営ん ではな らな い。</p>	竹富町
特区第360号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富町黒島の北	<p>イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域</p>	<p>標識を設 置しなけ ばなら ない。</p>	竹富町

		殖業	まで		点イ 緯度 24度15.859分 経度124度 0.586分 点ロ 緯度 24度15.782分 経度124度 0.866分 点ハ 緯度 24度15.518分 経度124度 0.789分 点ニ 緯度 24度15.411分 経度124度 0.422分	い。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	
特区第361号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富島字小浜ニシンダ地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.129分 経度123度59.785分 点ロ 緯度 24度20.585分 経度123度59.668分 点ハ 緯度 24度20.616分 経度124度 0.644分 点ニ 緯度 24度20.308分 経度124度 1.437分 点ホ 緯度 24度19.917分 経度124度 1.667分 点ヘ 緯度 24度19.000分 経度124度 1.833分 点ト 緯度 24度18.741分 経度124度 0.241分 点チ 緯度 24度19.562分 経度123度59.981分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第362号	第一種特定区画漁業	モズクひび建て式養殖業	9月1日から翌年7月31日まで	竹富町小浜港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.877分 経度124度 0.290分 点ロ 緯度 24度20.930分 経度124度 0.290分 点ハ 緯度 24度20.951分 経度124度 0.355分 点ニ 緯度 24度20.889分 経度124度 0.350分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第363号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町細崎漁港内	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.814分 経度123度57.144分 点ロ 緯度 24度19.944分 経度123度57.220分 点ハ 緯度 24度19.920分 経度123度57.265分 点ニ 緯度 24度19.852分 経度123度57.224分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第364号	第三種特定区画漁業	シャコガイ地蒔式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町細崎漁港内	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.814分 経度123度57.144分 点ロ 緯度 24度19.944分 経度123度57.220分 点ハ 緯度 24度19.920分 経度123度57.265分 点ニ 緯度 24度19.852分 経度123度57.224分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町

特区第365号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町由布島の南	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度19.864分 経度123度56.161分 点ロ 緯度 24度20.068分 経度123度56.233分 点ハ 緯度 24度20.036分 経度123度56.297分 点ニ 緯度 24度19.870分 経度123度56.223分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第366号	第一種特定区画漁業	イバラノリひび建て式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町仲間港地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度15.549分 経度123度54.436分 点ロ 緯度 24度15.714分 経度123度54.479分 点ハ 緯度 24度15.693分 経度123度54.533分 点ニ 緯度 24度15.530分 経度123度54.489分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第367号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町字西表舟浮地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.258分 経度123度43.818分 点ロ 緯度 24度20.403分 経度123度43.883分 点ハ 緯度 24度20.403分 経度123度43.967分 点ニ 緯度 24度20.270分 経度123度43.963分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第368号	第一種特定区画漁業	シャコガイ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町外離島地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度22.345分 経度123度43.580分 点ロ 緯度 24度22.570分 経度123度43.470分 点ハ 緯度 24度22.580分 経度123度43.560分 点ニ 緯度 24度22.447分 経度123度43.670分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町
特区第369号	第一種特定区画漁業	真珠母貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	竹富町内離島地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度20.697分 経度123度44.168分 点ロ 緯度 24度21.012分 経度123度43.723分 点ハ 緯度 24度21.138分 経度123度43.819分 点ニ 緯度 24度21.030分 経度123度43.930分 点ホ 緯度 24度20.735分 経度123度44.492分	標識を設置しなければならない。 錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。	竹富町

別表2

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
------	------	-------	-------	-------	-------	--------	------

定置第1号	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	国頭村字与那地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度46.445分 経度128度11.337分 点ロ 緯度 26度46.584分 経度128度11.824分 点ハ 緯度 26度46.120分 経度128度11.988分 点ニ 緯度 26度45.978分 経度128度11.503分	標識を設置しなければならない。	国頭村
定置第2号	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	国頭村字安田地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度43.745分 経度128度18.340分 点ロ 緯度 26度44.032分 経度128度18.845分 点ハ 緯度 26度43.458分 経度128度19.476分 点ニ 緯度 26度43.085分 経度128度19.037分	標識を設置しなければならない。	国頭村
定置第3号	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	本部町字崎本部原地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度37.691分 経度127度53.013分 点ロ 緯度 26度37.796分 経度127度52.946分 点ハ 緯度 26度37.845分 経度127度53.125分 点ニ 緯度 26度37.732分 経度127度53.160分	標識を設置しなければならない。	本部町
定置第4号	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	金武町字金武地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度25.880分 経度127度55.670分 点ロ 緯度 26度26.128分 経度127度55.691分 点ハ 緯度 26度26.109分 経度127度55.893分 点ニ 緯度 26度25.866分 経度127度55.866分	標識を設置しなければならない。	金武町
定置第5号	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	うるま市ギノギ岩の北	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度16.726分 経度127度57.374分 点ロ 緯度 26度16.840分 経度127度57.412分 点ハ 緯度 26度16.788分 経度127度57.535分 点ニ 緯度 26度16.636分 経度127度57.502分	標識を設置しなければならない。	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平安名
定置第6号	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	うるま市勝連津堅地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点イ 緯度 26度15.038分 経度127度55.860分	標識を設置しなければならない。	うるま市勝連内間、勝連津堅、勝連浜、勝連比嘉、勝連

					点ロ 緯度 26度15.193分 経度127度55.883分 点ハ 緯度 26度15.124分 経度127度56.082分 点ニ 緯度 26度15.065分 経度127度56.089分		平敷屋及び 勝連平安名
定置第 7号	定置漁 業	雑魚定 置漁業	1月1日 から12月 31日まで	南城市知 念字久原 地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度11.478分 経度127度48.112分 点ロ 緯度 26度11.730分 経度127度47.981分 点ハ 緯度 26度11.820分 経度127度48.189分 点ニ 緯度 26度11.568分 経度127度48.321分	標識を設 置しなけれ ばならな い。	南城市知 念字志喜屋、 知念字山 里、知念字 具志堅、知 念字知念、 知念字吉 富、知念字 久手堅、知 念字安座 真、知念字 知名、知念 字海野、知 念字久原及 び知念字久 高
定置第 8号	定置漁 業	雑魚定 置漁業	1月1日 から12月 31日まで	読谷村字 楚辺地先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度21.723分 経度127度42.977分 点ロ 緯度 26度22.049分 経度127度42.823分 点ハ 緯度 26度22.072分 経度127度43.488分 点ニ 緯度 26度21.822分 経度127度43.546分	標識を設 置しなけれ ばならな い。	読谷村
定置第 9号	定置漁 業	雑魚定 置漁業	1月1日 から12月 31日まで	石垣市字 宮良の南 東	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 24度19.847分 経度124度13.988分 点ロ 緯度 24度19.880分 経度124度13.992分 点ハ 緯度 24度19.861分 経度124度14.168分 点ニ 緯度 24度19.828分 経度124度14.164分	標識を設 置しなけれ ばならな い。	石垣市

別表 3

漁場番 号	漁業種 類	漁業の 名称	漁業の時 期	漁場の位 置	漁場の区域	制限又は条 件	地元地区
区画第 16号	第二種 区画漁 業	クルマ エビ築 堤式養 殖業	1月1日 から12月 31日まで	久米島町 字真謝地 先	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を 順次結んだ線によって囲まれた 区域 点イ 緯度 26度21.159分 経度126度49.042分 点ロ 緯度 26度21.329分 経度126度48.874分 点ハ 緯度 26度21.245分 経度126度48.779分 点ニ 緯度 26度21.075分 経度126度48.959分	標識等を 設置しなけれ ばならな い。	久米島町
区画第	第二種	ガザミ	1月1日	宮古島市	イの点とロの点を結んだ線及	標識等を	宮古島市伊

17号	区画漁業	網仕切り式養殖業	から12月31日まで	伊良部字長浜地先	びハの点とニの点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点イ 緯度 24度49.855分 経度125度 9.374分 点ロ 緯度 24度49.861分 経度125度 9.405分 点ハ 緯度 24度49.658分 経度125度 9.357分 点ニ 緯度 24度49.687分 経度125度 9.345分	設置しなければならない。	良部字伊良部、伊良部字仲地、伊良部字国仲、伊良部字長浜、伊良部字佐和田、伊良部字池間添及び伊良部字前里添
-----	------	----------	------------	----------	--	--------------	--

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--